号外第４号　高知県公報　平成22年２月17日（水曜日）

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目２番20号
発行日
毎週２回
（火曜日・金曜日）

目　次

規　則　　ページ

◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則
〈４・１掲示〉　１

規　　則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年４月１日（掲示済）

高知県知事　尾崎　正直

高知県規則第44号

高知県事務処理規則の一部を改正する規則

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第２条第16号中「並びに港湾振興監」を削る。

第３条の２の表情報技術専門監の項を削る。

第３条の３の表中

「

排出権取引推進監	排出権取引に関する民間事業者等との協働による活動の企画調整

」

を

「

地域産業振興監	所管する地域に係る産業振興計画の推進並びに地域振興及び地域づくり支援に関する事務のうち特に必要があると認められるもの

」

に改め、同表建設検査長の項中「森林部、海洋部」を「林業振興・環境部、水産振興部」に改める。

第14条第１項の表中「土木技術監（担当する事務に限る。）」、

「

土木技術監	参事（担当する事務に限る。） 主務課長		

」

及び「地域調整主任（担当する事務に限る。）」を削る。

別表第１の１の(３)の項中

「総務部長　　」

を

「総務部長
　政策企画課長」

に改め、同表の２の(７)の項及び２の(９)の項中「知的財産課長」を「新産業推進課長」に改め、同表の２の(20)の項を同表の２の(22)の項とし、同表の２の(19)の項中「(18)」を「(20)」に改め、同項を同表の２の(21)の項とし、同表の２の(18)の項を同表の２の(20)の項とし、同表の２の(17)の項を同表の２の(19)の項とし、同表の２の(16)の項を同表の２の(18)の項とし、同表の２の(15)のウの項及び２の(15)のキの項中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改め、同表の２の(15)の項を同表の２の(17)の項とし、同表の２の(14)のイの項中「県政情報課長」を「広報広聴課長」に改め、同表の２の(14)の項を同表の２の(16)の項とし、同表の２の(13)の項の次に次のように加える。

(14)　高知県行政手続条例（平成７年高知県条例第45号）に基づく意見公募手続の実施の決定（適用除外に該当し、意見公募手続を実施しない旨の決定を含む。）に関すること。							法務課長	この事項の決裁は、(１)から(９)まで、(12)及び(13)に定めるところによる。
(15)　高知県行政手続条例に基づく意見公募の結果の公示等に関すること。					○			

別表第１の３の(４)の項中「（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成６年高知県条例第45号）第６条及び第11条第１項）」を削り、同表の３の(４)のアの項中「及び部局長」を「、部局長及び産業連携推進官」に改め、同表の３の(４)のイの項中「職」を「職（理事を除く。）」に改め、同表の３の(５)の項中「（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第７条第２項及び第９条）」を削り、同表の３の(５)のアの項中「及び部局長」を「、部局長及び産業連携推進官」に改め、同表の３の(５)のイの項中「職」を「職（理事を除く。）」に改め、同表の３の(７)のアの項中「及び部局長」を「、部局長及び産業連携推進官」に改め、同表の３の(７)のイの項中「職」を「職（理事を除く。）」に改め、同表３の(７)のウの項中「、地震防災指導監及び情報技術専門監」を「及び地震防災指導監」に改め、同表の３の(８)のアの項及び３の(８)のイの項中「及び部局長」を「、部局長及び産業連携推進官」に改め、同表の３の(８)のウの項中「職」を「職（理事を除く。）」に改め、同表の３の(10)のアの(ア)の項及び３の(10)のアの(イ)の項中「及び部局長」を「、部局長及び産業連携推進官」に改め、同表の３の(10)のアの(ウ)の項中「職」を「職（理事を除く。）」に改め、同表の３の(10)のアの(オ)の項を次のように改める。

(オ)　所属職員及び講師、調査員、参考人、証人等に係るもの						○		〃

別表第１の３の(10)のイの(ア)の項及び３の(10)のイの(イ)の項中「及び部局長」を「、部局長及び産業連携推進官」に改め、同表の５の(７)の項中「総務企画課長」を「人事課長」に改め、同表の７の項中「及び交付金」を「、交付金及び補給金」に改め、同表の７の(２)の項及び７の(３)の項を次のように改める。

(２)　補助金の内定、決定（決定の取消しを含む。）及び返還命令に関すること。	ア　１件１億円以上のもの（１件とは、当該内定又は決定の総額をいう。以下この項において同じ。）		○						内定及び決定については、財政課長に合議する。ただし、負担金、交付金及び補給金にあっては、別に指定するものに限る。
	イ　１件5,000万円以上１億円未満のもの及びアで定例的な補助金として部局長が認めるもの（定例的な補助金とは、補助先が固定化されているもの等をいい、低額な補助金が集合したものを含む。）			○					〃 ※
	ウ　１件1,000万円以上5,000万円未満のもの				○				１　地域産業振興監が所管する地域に係る産業振興計画の推進及び地域振興（地域づくり支援）に関係する補助金に係るものについては、当該地域産業振興監が専決す

									る。 2　内定及び決定については、財政課長に合議する。ただし、負担金、交付金及び補給金にあっては、別に指定するものに限る。 ※
	エ　１件1,000万円未満のもの					○			内定及び決定については、財政課長に合議する。ただし、負担金、交付金及び補給金にあっては、別に指定するものに限る。 ※
	オ　アからエまでによる内定の決裁を受けた補助金の決定					○			
（3）　補助金の交付変更に関すること。	ア　変更後の額が１件5,000万円以上のもの			○				財政課長 ※	
	イ　変更後の額が１件1,000万円以上5,000万円未満のもの				○			〃 ※	地域産業振興監が所管する地域に係る産業振興計画の推進及び地域振興（地域づくり支援）に関係する補助金に係るものについては、当該地域産業振興監が専決する。
	ウ　変更後の額が１件1,000万円未満のもの					○		〃 ※	

別表第１の８の（1）のアの項中「新規の貸付金の貸付けの内定及び決定並びに債務負担行為に係る決裁と併せてなされる等の貸付金の貸付けの内定及び決定で、」を削り、同表の８の（7）の項中「（高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第164条第２号）」を削り、「高知県財産規則第164条ただし書」を「高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第164条ただし書」に改め、同表の９の（1）のアの項中「庁舎等の施設整備に係る建設工事」を「工事」に改め、同表の９の（6）の項中「森林部、海洋部」を「林業振興・環境部、水産振興部」に改め、同表の10の（1）のアの項を次のように改める。

ア　１件の契約対象金額が１億円以上のもの			○					施行決定のうち、別に指定するものについては、財政課長に合議する。

別表第１の10の（5）の項中「森林部、海洋部」を「林業振興・環境部、水産振興部」に改め、同表の11の（1）のアの(ア)の項中「もの）」を「ものに限る。）」に改め、同表の11の（1）のウの項中

「知的財産課長
　管財課長　　」

を

「管財課長
　新産業推進課長」

に改め、同表の11の（1）のカの項中「（高知県財産規則第12条）」を削り、同表の11の（1）のキの項中「（高知県財産規則第32条）」を削り、同表の11の（1）のクの項中「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の４第２項から第４項まで及び高知県財産規則第39条の２）」を削り、同表の11の（1）のケの項中「（地方自治法第238条の４第７項及び高知県財産規則第31条）」を削り、同表の11の（1）のコの項中「（地方自治法第238条の５第１項及び高知県財産規則第34条）」を削り、同表の11の（1）のサの項中「（地方自治法第238条の５第１項並びに高知県財産規則第38条及び第39条）」を削り、同表の11の（5）のコの項中「財政課長」を削り、同表の12の（1）の項及び12の（2）の項を次のように改める。

（１）　歳出予算の令達に関すること。					○			１　課長が適当と認めるものについては、課長補佐等が専決する。 ２　所長に交付の決定を委任している補助金及び交付金（別に定めるものに限る。）については、財政課長に合議する。 ※
（２）　歳出予算の流用に関すること。					○		財政課長 ※	

別表第１の12の(18)のコの項を次のように改める。

コ　交際費			○					知事及び副知事の交際費については、秘書課長が専決する。

別表第１の12の(18)のスの項を次のように改める。

ス　委託料	(ア) １億円以上のもの			○					１　支出負担行為済の繰越し及び債務負担行為に関することは、課長が専決する。 ２　施行伺等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。 ３　別に指定するものについては、財政課長に合議する。 ※
	(イ) 5,000万円以上１億円未満のもの				○				１　施行伺等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。 ２　別に指定するものについては、財政課長に合議する。 ※
	(ウ) 5,000万円未満のもの					○			１　軽易なものについては、課長補佐等が専決することができる。 ２　別に指定するものについては、財政課長に合議する。 ※

別表第１の12の(18)のトの項中「扶助額」を「扶助費」に改め、同表の12の(21)の項を次のように改める。

(21)　債務負担行為に関すること。			○				財政課長 ※	７から10までにおいて財政

								課長に合議した補助金（負担金、交付金及び補給金を含む。）、貸付金、工事の執行及び委託に係るものについては、財政課長の合議を要しない。

別表第１の13の（１）の項中「10の（４）、（５）及び（７）」を「10の（４）及び（５）」に改め、同表備考２中「理事」を「理事及び産業連携推進官」に改め、同表備考３中「排出権取引推進監」を「地域産業振興監」に改め、同表備考８及び備考９を削り、同表備考７中「政策企画部地域づくり支援課」を「産業振興推進部地域づくり支援課」に改め、同備考を同表備考８とし、同表備考６を同表備考７とし、同表備考５中「財政課課長補佐」を「財政課課長補佐、財政課執行管理室長」に改め、同備考を同表備考６とし、同表備考４を同表備考５とし、同表備考３の次に次のように加える。

４　理事（医療センター担当）及び理事（運輸交通政策担当）の所掌する事務に係るこの表の規定の適用については、「決裁権者」欄の「部局長」とあるのは、当該職と読み替えるものとする。

別表第１備考10を同表備考９とする。

別表第２の11の項中「（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第６条及び第11条第１項）」を削り、同表の12の項中「（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第７条第２項及び第９条）」を削り、同表の15の項中「〃」を「所長及び次長等に係るもの以外のものについては、次長等が専決する。」に改め、同表の17の項中「（職員の給与の支給等に関する規則（昭和31年高知県人事委員会規則第３号）第５条第１項の管理職手当を支給する職を占める職員に限る。）」を削り、同表備考４中「大阪事務所」を「東京事務所及び大阪事務所」に改め、同表備考14及び備考15を削り、同表備考16中「及び桐見ダム管理事務所」及び「、桐見ダム管理事務所長」を削り、同備考を同表備考14とし、同表備考17中「及び桐見ダム管理事務所」及び「、桐見ダム管理事務所長」を削り、同備考を同表備考15とし、同表備考18を同表備考16とし、同表備考19中「及び桐見ダム管理事務所」及び「、桐見ダム管理事務所長」を削り、同備考を同表備考17とし、同表備考20を同表備考18とし、同表備考21を同表備考19とし、同表備考22を同表備考20とし、同表備考23を同表備考21とし、同表備考24を同表備考22とし、同表備考25を同表備考23とし、同表備考26を同表備考24とする。

別表第３の１の（１）を次のように改める。

（１）　政策企画課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者			合議先	備考
		知事	専決権者	受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　県議会に関する事務	県議会の招集（地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条）	○									
2　地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成４年法律第76号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　地方拠点都市地域の指定（法第４条第１項）	○								関係する部局長	
	（２）　指定地域の変更及び指定の解除（法第５条第１項）	○								〃	
	（３）　指定地域に係る基本計画への同意（法第６条第６項）	○								〃	
	（４）　同意を得た基本計画の変更への同意（法第７条第１項）	○								〃	
3　多極分散型国土形成促進法（昭和63年法律第83号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　振興拠点地域基本構想の作成及び変更（法第７条第１項及び第10条第１項）	○								〃	
	（２）　振興拠点地域基本構想の作成及び変更に係る関係市町村への協議（法第７条第４項及び法第10条第２項において準用する法第７条第４項）			○						〃	

別表第３中１の（３）を削り、１の（２）を１の（３）とし、１の（１）の次に次のように加える。

（２）　広報広聴課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　公文書の開示の運用状況の公表（条例第18条）			○							
	（２）　（１）の事項以外の条例に関すること。					○					
２　高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第２号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　条例の運用状況の公表（条例第42条）			○							
	（２）　（１）の事項以外の条例に関すること。					○					

別表第３の１の（５）の表を次のように改める。

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　人事企画に関する事務	（１）　職員の任免に関すること。	ア　任用等級が１等級の者に係るもの	○								
		イ　任用等級が２等級の者に係るもの		○							
		ウ　任用等級が３等級の者に係るもの			○						
		エ　任用等級が４等級以下の者及び技能職員に係るもの					○				
	（２）　職員の懲戒処分及び分限処分（休職を除く。）に関すること。		○								
	（３）　職員の休職及び服務に関すること。						○				
	（４）　職員の兼職、併任、付職及び職務専念義務の免除（行政管理課が所掌する事務を除く。）に関すること。						○				別に定めるものについては、各所属長

											が専決する。
	（5） 職員の研修に関すること。					○					
	（6） 議会の議決及び同意が必要な委員の選任等に関すること。	○									
	（7） 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認に関すること。						○				
	（8） 高知県倫理条例（平成11年高知県条例第46号）に関すること。			○							軽易なものについては、課長が専決することができる。
2 叙位、叙勲及び褒章に関する事務	（1） 春秋の叙勲及び褒章の上申に関すること。	○									
	（2） 叙位並びに（1）の事項以外の叙勲及び褒章の上申に関すること。			○							
	（3） （1）及び（2）の事項以外の叙位、叙勲及び褒章に関すること。					○					
3 高知県表彰規則（昭和31年高知県規則第51号）に関する事務	（1） 表彰者の決定に関すること。	○									
	（2） （1）の事項以外の高知県表彰規則に関すること。					○					

別表第３の１の（６）の表７の（２）の項中「県安全衛生委員会委員」を「県安全衛生委員会の委員」に改め、同表の１の（７）の表中１の（１）の項を削り、１の（２）の項を１の（１）の項とし、１の（３）の項を１の（２）の項とし、１の（４）の項を１の（３）の項とし、１の（５）の項を１の（４）の項とし、１の（６）の項を１の（５）の項とし、１の（７）の項を１の（６）の項とし、１の（８）の項を１の（７）の項とし、１の（９）の項を１の（８）の項とし、同表の１の（７）の表２の（３）の項を次のように改める。

（3） 歳出予算の配当（規則第11条第１項）						○				

別表第３の１の（７）の表３の（１）の項中「又は起債」を「並びに起債」に、「若しくは」を「及び」に、「又は許可」を「及び許可」に改め、同表の１の（９）を同表の１の(12)とし、同表の１の（８）の次に次のように加える。

（9） 市町村振興課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1 地方自治法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1） 県以外の地方公共団体の名称の変更に係る当該地方公共団体からの協議（法第３条第４項）	○									
	（2） 市の廃置分合に係る総務大臣への事前協議（法第７条第２項）			○							
	（3） 町村を市とし、及び市を町村とする処分に係る総務大臣への事前協議（法第８条第３項において例によることとされる法第７条第２項）			○							
	（4） 市町村の廃置分合及び市町村の境界変更の計画の策定及び変更（法第８条の２第１項及び第２	○									

項）										
（5） 市町村の境界に関し争論があるときの自治紛争処理委員の調停に付すること、市町村の境界についての裁定並びに調停及び裁定に適しない旨の認定（法第９条第１項、第２項及び第９項）	○									
（6） 市町村の境界が判明でない場合において、その境界に関し争論がないときのその境界の決定（法第９条の２第１項）			○							
（7） 公有水面のみに係る市町村の境界変更の決定に係る関係市町村の同意を得ること。（法第９条の３第１項）			○							
（8） 公有水面のみに係る市町村の境界に関し争論があるときの自治紛争処理委員の調停に付すること及び市町村の境界についての裁定（法第９条の３第３項）	○									
（9） 市町村相互の間及び市町村の機関相互の間の紛争の解決のために自治紛争処理委員を任命し、その調停に付すること。（法第251条の２第１項）	○								関係する部局長	
(10) 市町村に対する協議会（市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第３条第１項に規定する合併協議会を除く。）の設置の勧告（法第252条の２第４項）		○								
(11) 市町村に対する委員会等の共同設置の勧告（法第252条の７第３項において準用する法第252条の２第４項）			○							
(12) 市町村に対する事務の委託の勧告（法第252条の14第３項において準用する法第252条の２第４項）			○							
(13) 市町村の財務に関係のある事務に関する実地の検査（法第252条の17の６第２項）					○					
(14) 市町村の適正な運営を確保するために総務大臣の指示に基づき行うその特に指定する事項の調査（法第252条の17の７）			○							
(15) 市町村長の職務を代理する者がないときの臨時代理者の選任（法第252条の17の８第１項）	○									
(16) 市町村の選挙管理委員会が成立しない場合において市町村の議会も成立していないときの臨時選挙管理委員の選任（法第252条の17の９）	○									
(17) 市町村の事務に関する審査請求等に対する裁決等（法第255条の４）	○									
(18) 一部事務組合、広域連合、全部事務組合及び		○							関係する部局	

	役場事務組合の設置の許可（法第284条第２項、第３項、第５項及び第６項）									長	
	(19)　市町村に対する一部事務組合及び広域連合の設置の勧告（法第285条の２第１項）	○									
	(20)　一部事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び共同処理する事務の変更並びに一部事務組合の規約の変更の許可（法第286条第１項）					○				関係する課長	
	(21)　広域連合を組織する地方公共団体の数の増減及び共同処理する事務の変更並びに広域連合の規約の変更の許可（法第291条の３第１項）					○				〃	
	(22)　広域連合の解散の許可（法第291条の10第１項）		○								
	(23)　全部事務組合を組織する町村の数の増減及び全部事務組合の規約の変更の許可（法第291条の14第１項）					○					
	(24)　全部事務組合の解散の許可（法第291条の14第３項）		○								
	(25)　役場事務組合を組織する町村の数の増減及び共同処理する事務の変更並びに役場事務組合の規約の変更の許可（法第291条の15第４項において読み替えて準用する法第286条第１項）					○					
	(26)　財産区の議会及び総会の設置（法第295条）			○							
	(27)　長の職務を行うべき者を定めること。（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下この項において「政令」という。）第１条の２第２項）	○									
	(28)　市町村の廃置分合の場合の事務の分界を定めること及び承継すべき市町村の指定（政令第５条第１項）			○							
	(29)　市町村の境界変更の場合の事務の承継を定めること。（政令第６条）			○							
	(30)　事務の引継ぎを拒んだ者に対して過料を科すること。（政令第131条）		○								
	(31)　(１)から(30)までの事項以外の法に関すること。					○					
２　地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下この項において「法」という。）	(１)　市町村の健全化判断比率の総務大臣への報告及び当該報告の概要の公表（法第３条第３項及び第４項）			○							
	(２)　市町村が経営する公営企業の資金不足比率の総務大臣への報告及び当該報告の概要の公表（法第22条第３項において準用する法第３条第３項及			○							

に関する事務	び第４項）										
3　地方公営企業法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　地方公営企業の経営に関するあっせん、調停及び勧告（法第41条）			○							
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。					○					
4　地方税法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　課税権の帰属その他の法の規定の適用について関係市町村長の意見が異なるときの決定（法第８条第２項）			○							
	（2）　高知県固定資産評価審議会に関すること。（法第401条の２）			○							
	（3）　市町村長に対する固定資産の価格等の修正に関する勧告（法第419条第１項）			○							
	（4）　（1）から（3）までの事項以外の法に関すること。					○					
5　地方交付税法（昭和25年法律第211号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　特別交付税市町村分の算定（法第15条第２項及び第17条第１項）	○									
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。					○					
6　公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　土地開発公社の設立の認可（法第10条第２項）			○							
	（2）　土地開発公社の解散の認可（法第22条第１項）					○					
	（3）　（1）及び（2）の事項以外の法に関すること。					○					
7　国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和32年政令第321号）に関する事務	固定資産の価格の合算額の総務大臣への報告（国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令第６条第１項）					○					
8　辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）に関する事務	総合整備計画の策定及び変更に係る市町村からの協議並びに県が当該市町村に協力して講じようとする措置の計画の策定（辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第１項、第３項及び第５項）					○					
9　過疎地域自立促進特別措	過疎地域自立促進市町村計画の策定及び変更に係る市町村からの協議（法第６					○					

置法（平成12年法律第15号。以下この項において「法」という。）に関する事務	条第1項及び同条第6項において準用する同条第1項）										
10　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　住民票コードの指定（法第30条の7第1項）					○					
	（2）　指定情報処理機関への本人確認情報処理事務の委任及び当該委任の解除（法第30条の10第1項及び第30条の26第1項）			○							
	（3）　指定情報処理機関の本人確認情報管理規程の変更に係る意見の開陳（法第30条の18第2項）					○					
	（4）　指定情報処理機関の事業計画及び収支予算の作成及び変更に対する意見（法第30条の19第2項）					○					
	（5）　交付金の額についての指定情報処理機関との協議（法第30条の20第2項）					○					
	（6）　指定情報処理機関に対する必要な措置を講ずる旨の指示（法第30条の22第2項）					○					
	（7）　指定情報処理機関に対する報告の徴収及び立入検査（法第30条の23第2項）										
	（8）　指定情報処理機関の本人確認情報処理事務等の休廃止の許可に係る総務大臣への意見の具申（法第30条の24第3項）					○					
	（9）　住民の住所の認定について関係市町村長の意見が異なり、協議がととのわないときの決定（法第33条第2項）			○							
	(10)　（1）から（9）までの事項以外の法に関すること。					○					

(10)　分権広域行政課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下この項において「法」という。）に関する	（1）　市町村建設計画の変更に係る合併市町村の長からの協議（法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる法第5条第8項）		○								
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。					○					

事務											
2　市町村の合併の特例等に関する法律（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　合併協議会の設置の請求が同一の内容であることの確認（法第５条第２項）			○							
	（2）　合併市町村基本計画の作成及び変更に係る合併協議会及び合併市町村の長からの協議（法第６条第３項及び第８項）		○								
	（3）　合併特例区の設置の認可（法第28条第１項）		○							関係する部局長	
	（4）　合併特例区の規約の変更の認可（法第32条第４項）					○				関係する課長	
	（5）　自主的な市町村の合併の推進に関する構想の作成及び変更（法第59条第１項及び第３項）	○									
	（6）　市町村合併推進審議会に関すること。（法第60条）			○							
	（7）　合併協議会に対する協議の状況についての報告の徴収（法第62条）			○							
	（8）　合併協議会の委員相互の間の協議が調わないときにおいて市町村合併調整委員を任命し、そのあっせん及び調停に付すること。（法第63条第１項）	○									
	（9）　構想対象市町村に対する協議の推進に関する勧告（法第64条第１項）		○								
	(10)　（9）の勧告を受けた構想対象市町村に対する報告の徴収（法第64条第３項）			○							
	(11)　（1）から(10)までの事項以外の法に関すること。					○					
	(12)　法律第３条第１項に規定する合併協議会の設置の勧告（地方自治法第252条の２第４項）	○									

(11)　統計課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　統計法（平成19年法律第53号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　統計調査に関する総務大臣への届出（法第24条第１項）					○					
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。					○					
2　統計業務報告に関する事	都道府県統計機構の状況、業務四半期報及び累計表等の統計業務報告に関す					○					

務	ること。										
3　その他統計調査に関する事務	統計調査に関すること。					○					

別表第３の２を削り、同表の３を同表の２とする。
別表第３の４中「健康福祉部」を「健康政策部」に改め、同表の４の（１）を次のように改める。
（１）　健康長寿政策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　保健所使用料等徴収条例（昭和23年高知県条例第49号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（1）　使用料の額の決定（条例第２条）			○						財政課長	
	（2）　使用料の減免（条例第４条）								○		保健所長
2　高知県衛生試験等手数料等徴収条例（昭和39年高知県条例第40号）に関する事務	（1）　手数料等の減免（高知県衛生試験等手数料等徴収条例第３条）								○		保健所長 高知県衛生研究所長
	（2）　感染症予防等のための検査の勧奨（高知県衛生試験等手数料等徴収条例施行規則（昭和24年高知県規則第41号）別表第１備考）								○		高知県衛生研究所長

別表第３の４の（２）の表14の（５）の項中「（４）」を「（５）」に、「。（准看護師養成所」を「（准看護師養成所」に、「を除く。）」を「を除く。）。」に改め、同項を同表の４の（２）の表14の（６）の項とし、同表の４の（２）の表中14の（４）の項を14の（５）の項とし、14の（３）の項を14の（４）の項とし、14の（２）の項の次に次のように加える。

（3）　準看護師再教育研修の命令（法第15条の２第２項）			○							

別表第３の４の（３）の表２の（２）の項中「。（准看護師養成所」を「（准看護師養成所」に、「に限る。）」を「に限る。）。」に改め、同表の４の（３）の表４の項中「高知県立総合看護専門学校及び」及び「高知県立総合看護専門学校の設置及び管理に関する条例（平成元年高知県条例第30号）第６条及び」を削り、同表の４の（５）から４の（９）までを削り、同表の４の（４）の表２の（１）の項中「食育推進計画の策定」を「都道府県食育推進計画の作成」に改め、同表の４の（４）を同表の４の（５）とし、同表の４の（３）の次に次のように加える。
（４）　国保指導課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　国民健康保険組合の設立の認可（法第17条第１項）			○							
	（2）　国民健康保険組合の規約の変更等の認可（法第27条第２項）			○							
	（3）　国民健康保険組合の解散の認可（法第32条第２項）			○							

	（4）　療養の給付に要する費用の額に係る別段の定めの認可（法第45条第３項）			○							
	（5）　国民健康保険団体連合会の設立の認可（法第84条第１項）			○							
	（6）　国民健康保険団体連合会の規約の変更等及び解散の認可（法第86条において準用する法第27条第２項及び第32条第２項）			○							
	（7）　国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対する必要な措置の命令、役員の改任命令、役員の改任及び解散命令（法第108条）			○							
	（8）　（1）から（7）までの事項以外の法に関すること。					○					
２　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　都道府県医療費適正化計画の作成及び変更（法第９条第１項及び第４項）	○									
	（2）　都道府県医療費適正化計画の進捗（ちょく）状況に関する評価及び実績に関する評価（法第11条第１項並びに第12条第１項及び第２項）			○							
	（3）　療養の給付に要する費用に係る別段の定めの認可（法第70条第２項）			○							
	（4）　（1）から（3）までの事項以外の法に関すること（法附則第２条から第12条までの規定による病床転換助成事業に係るものを除く。）。					○					

別表第３の４の(10)の表28の項中「使用許可及び牛の特定部位の焼却免除」を「焼却免除及び使用の許可」に改め、同表の４の(10)の表38の（１）の項中「関係する課長」を「関係する部局長」に改め、同表の４の(10)の表38の（６）の項中

「水産振興課長　　」

を

「漁業振興課長
　合併・流通支援課長」

に改め、同表の４の(10)を同表の４の（６）とする。

別表第３の４を同表の３とし、同表の３の次に次のように加える。

４　地域福祉部各課

（1）　地域福祉政策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　民生委員法（昭和23年法律第198号）に関する事務	民生委員に関すること。			○							
2　災害救助法（昭和22年法律第118号）に関する事務	災害救助法に関すること。			○							

3　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に関する事務	災害弔慰金の支給等に関する法律に関すること。			○							
4　社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　社会福祉法人の定款の認可（法第31条第1項）			○							
	（2）　社会福祉法人の定款の変更の認可（法第43条第1項）			○							
	（3）　社会福祉法人の解散の認可及び認定（法第46条第2項）			○							
	（4）　社会福祉法人の合併の認可（法第49条第2項）			○							
	（5）　社会福祉法人に対する報告の徴収及び検査、必要な措置の命令、業務の停止命令及び役員の解職の勧告並びに解散命令（法第56条第1項から第4項まで）			○							
	（6）　公益事業及び収益事業を行う社会福祉法人に対する当該事業の停止命令（法第57条）			○							
	（7）　助成をした社会福祉法人に対する報告の徴収、予算の変更の勧告及び役員の解職の勧告並びに補助金等の返還命令（法第58条第2項及び第3項）			○							
	（8）　市町村社会福祉協議会に対する報告の徴収並びに検査及び調査（法第70条）								○		福祉保健所長
	（9）　社会福祉事業を経営する者に対する当該事業の制限及び停止の命令並びに許可等の取消し（法第72条）			○							
5　支援・相談員の派遣等に関する事務	支援・相談員の委嘱に関すること。					○					
6　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に関する事務	障害年金等に関する請求書等の受理その他の戦傷病者戦没者遺族等援護法に関すること。					○					
7　戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号）に関する事務	特別給付金を受ける権利の裁定（戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第3条第6項及び第12条）					○					
8　戦没者等の遺族に対する特別弔慰	特別弔慰金を受ける権利の裁定（戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第4条及び第14条）					○					

金支給法（昭和40年法律第100号）に関する事務											
9　戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）に関する事務	特別給付金を受ける権利の裁定（戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第３条第２項及び第12条）					○					
10　戦没者の父母等に対する特別給付金支給法（昭和42年法律第57号）に関する事務	特別給付金を受ける権利の裁定（戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第４条及び第15条）					○					
11　恩給法に関する事務	普通恩給等の請求書の受理及び進達その他の恩給法に関すること。					○					
12　戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）に関する事務	戦傷病者特別援護法に関すること。					○					
13　戦没者遺族等の援護調査に関する事務	戦没者遺族等の援護調査に関すること。					○					
14　高知県戦没者追悼式に関する事務	高知県戦没者追悼式に関すること。			○							
15　全国戦没者追悼式に関する事務	全国戦没者追悼式に関すること。					○					
16　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　町村長に対する資金の前渡に関すること。								○		福祉保健所長
	（２）　市の福祉事務所の事務の監査（法第14条第４項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）（以下この項において「保護法」という。）第23条第１項）			○							
	（３）　申請による支援給付の開始及び変更（保護法第24条第１項及び第５項）								○		福祉保健所長
	（４）　職権による支援給付の開始及び変更（保護法第25条第１項及び第２項）								○		〃
	（５）　支援給付の停止及び廃止（保護法第26条）								○		〃
	（６）　被支援者に対する指導及び指示（保護法第27条第１項）								○		〃
	（７）　要支援者についての立入調査及び検診の受診								○		〃

	命令並びに申請の却下並びに支援給付の変更、停止及び廃止（保護法第28条第１項及び第４項）										
	（８）　生活支援給付、教育支援給付、住宅支援給付、医療支援給付、介護支援給付、出産支援給付、生業支援給付及び葬祭支援給付の方法の決定（保護法第30条から第37条まで）								○		〃
	（９）　被支援者が義務に違反したときの支援給付の変更、停止及び廃止（保護法第62条第３項）								○		〃
	(10)　被支援者が返還すべき費用の額の決定及び債権の管理（保護法第63条及び第78条）								○		〃
	(11)　葬祭支援給付を行う場合の遺留金品の処分（保護法第76条第１項）								○		〃
	(12)　扶養義務者からの費用の徴収及び負担すべき額に係る家庭裁判所への申立て（保護法第77条第１項及び第２項）								○		〃
	(13)　前渡した支援給付金品の返還の免除（保護法第80条）								○		〃
	(14)　被支援者の後見人の選任の家庭裁判所への請求（保護法第81条）								○		〃
	(15)　（１）から(14)までの事項以外の法に関すること。					○					
17　未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）に関する事務	留守家族手当等の支給その他の未帰還者留守家族等援護法に関すること。					○					
18　未帰還者に関する特別措置法（昭和34年法律第７号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　戦時死亡宣告の請求及びその取消しの請求（法第２条第１項及び第３項並びに第14条）			○							
	（２）　弔慰料の支給（法第３条第１項及び第14条）					○					
19　引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）に関する事務	引揚者給付金及び遺族給付金を受ける権利の認定（引揚者給付金等支給法第３条及び第23条第１項）					○					
20　引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和42年法律第114号。以下この	（１）　特別交付金を受ける権利の認定（法第３条第２項及び第15条第１項）					○					
	（２）　特別交付金の返還命令等（法第14条第１項から第３項まで及び第15条第１項）					○					

項において「法」という。）に関する事務											
21　北朝鮮拉致被害者支援に関する事務	北朝鮮拉致被害者支援に関すること。					○					

（2）　高齢者福祉課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　老人居宅生活支援事業の開始、変更並びに廃止及び休止の届出の受理（法第14条から第14条の3まで）					○					
	（2）　老人福祉施設（軽費老人ホーム及び老人福祉センターを除く。）の設置及び変更の届出の受理（法第15条第2項及び第3項並びに第15条の2第1項及び第2項）					○					
	（3）　老人福祉施設（軽費老人ホーム及び老人福祉センターを除く。）の設置の認可（法第15条第4項）			○							
	（4）　老人福祉施設（軽費老人ホーム及び老人福祉センターを除く。）の廃止、休止及び入所定員の減少並びに入所定員の増加の届出の受理（法第16条第1項及び第2項）					○					
	（5）　老人福祉施設（軽費老人ホーム及び老人福祉センターを除く。）の廃止、休止及び入所定員の減少並びに入所定員の増加の認可（法第16条第3項）			○							
	（6）　老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター、老人短期入所施設及び老人介護支援センターの設置者に対する事業の制限及び停止の命令（法第18条の2第1項）			○							
	（7）　養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者に対する当該施設の設備及び運営の改善命令並びに事業の停止及び廃止の命令並びに認可の取消し（法第19条第1項）			○							
	（8）　都道府県老人福祉計画の作成（法第20条の9第1項）	○									
	（9）　有料老人ホームの設置、変更並びに休止及び廃止の届出の受理（法第29条第1項及び第2項）					○					

	(10)　有料老人ホームの設置者に対する改善命令（法第29条第４項）			○							
2　老人保護措置費に関する事務	老人保護措置費の単価設定に関すること。					○					
3　老人福祉基金貸付金及び老人居室整備資金貸付金の償還に関する事務	県外及び高知市に居住している債務者以外の債務者に係る老人福祉基金貸付金及び老人居室整備資金貸付金の償還金の徴収及び債権管理に関すること。								○		福祉保健所長
4　社会福祉施設に関する事務	社会福祉施設に対する措置費の医師に係る人件費等社会福祉施設に関すること。					○					
5　社会福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　社会福祉法人の定款の認可（法第31条第１項）			○							
	（2）　社会福祉法人の定款の変更の認可（法第43条第１項）				○						
	（3）　社会福祉法人の解散の認可及び認定（法第46条第２項）			○							
	（4）　社会福祉法人の合併の認可（法第49条第２項）			○							
	（5）　社会福祉法人に対する報告の徴収及び検査、必要な措置の命令、業務の停止命令及び役員の解職の勧告並びに解散命令（法第56条第１項から第４項まで）										
	（6）　公益事業及び収益事業を行う社会福祉法人に対する当該事業の停止命令（法第57条）			○							
	（7）　助成をした社会福祉法人に対する報告の徴収、予算の変更の勧告及び役員の解職の勧告並びに補助金等の返還命令（法第58条第２項及び第３項）			○							
	（8）　軽費老人ホームの事業の開始及び変更の許可（法第62条第２項及び第63条第２項）			○							
	（9）　軽費老人ホームを経営する者に対する必要な措置の命令（法第71条）			○							
	(10)　社会福祉事業を経営する者に対する当該事業の制限及び停止の命令並びに許可等の取消し（法第72条）			○							
6　独立行政法人福祉医療機構法（平成14年法律第166号）に関する事務	独立行政法人福祉医療機構への借入申込みに係る意見書の交付に関すること。					○					
7　社会福祉施設職員等退職手当共済	社会福祉施設及び経営者の事務所への立入検査（社会福祉施設職員等退職手当共済法第23条第１項）					○					

法（昭和36年法律第155号）に関する事務											
8　介護保険法（平成９年法律第123号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　指定居宅サービス事業者の指定（法第70条第１項）			○							
	（2）　指定居宅サービス事業者の指定の更新（法第70条の２第１項）					○					
	（3）　指定居宅サービス事業者の指定の取消し（法第77条第１項及び第115条の29第６項）			○							
	（4）　指定居宅介護支援事業者の指定（法第79条第１項）			○							
	（5）　指定居宅介護支援事業者の指定の更新（法第79条の２第１項）					○					
	（6）　指定居宅介護支援事業者の指定の取消し（法第84条第１項及び第115条の29第６項）			○							
	（7）　指定介護老人福祉施設の指定（法第86条第１項）			○							
	（8）　指定介護老人福祉施設の指定の更新（法第86条の２第１項）					○					
	（9）　指定介護老人福祉施設の指定の取消し（法第92条第１項及び第115条の29第６項）			○							
	（10）　介護老人保健施設の開設の許可（法第94条第１項）			○							
	（11）　介護老人保健施設の入所定員等の変更の許可（法第94条第２項）				○						
	（12）　介護老人保健施設の開設の許可の更新（法第94条の２第１項）					○					
	（13）　介護老人保健施設の管理者に係る承認（法第95条）				○						
	（14）　介護老人保健施設の設備の使用制限等（法第101条）				○						
	（15）　介護老人保健施設の管理者の変更命令（法第102条第１項）			○							
	（16）　介護老人保健施設の業務運営の改善命令及び業務の停止命令（法第103条第１項）			○							
	（17）　介護老人保健施設の許可の取消し（法第104条第１項及び第115条の29第６項）			○							
	（18）　指定介護療養型医療施設の指定（法第107条第１項）			○							
	（19）　指定介護療養型医療施設の指定の更新（法第107条の２第１項）					○					
	（20）　指定介護療養型医療施設の指定の取消し（法			○							

	第114条第１項及び第115条の29第６項）										
	(21)　指定介護予防サービス事業者の指定（法第115条の２第１項）			○							
	(22)　指定介護予防サービス事業者の指定の取消し（法第115条の８第１項及び第115条の29第６項）			○							
	(23)　指定介護予防サービス事業者の指定の更新（法第115条の10において準用する法第70条の２第１項）					○					
	(24)　都道府県介護保険事業支援計画の作成（法第118条第１項）			○							
	(25)　（１）から(24)までの事項以外の法に関すること。					○					

（３）　障害保健福祉課

事務の種類	事項（根拠条項）		決裁権者								合議先	備考
			知事	専決権者						受任者		
				副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　法に規定する身体障害者更生相談所に関すること。	ア　専門的な知識及び技術を必要とする身体障害者に関する相談及び指導に関すること。（法第11条第２項）								○		高知県立療育福祉センター長
		イ　身体障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関すること。（法第11条第２項）								○		〃
		ウ　補装具の処方及び適合判定に関すること。（法第11条第２項）								○		〃
		エ　市町村に対する技術的事項についての協力その他の必要な援助に関すること。（法第11条第２項）								○		〃
		オ　自立支援医療費（障害者自立支援法施行令第１条第２号に規定する更生医療に係るものに限る。）の支給認定等に係る要								○		〃

		否判定及び技術的事項についての協力その他の必要な援助に関すること。（法第11条第２項）										
		カ　アからオまでに掲げる業務の巡回実施に関すること。（法第11条第３項）								○		〃
	（２）（１）の事項以外の法に関すること。						○					
２　児童福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　障害児施設給付費に関すること。	ア　額の決定及び支給（法第24条の２）								○		児童相談所長（高知県立中央児童相談所にあっては、副参事の職を兼ねる高知県立療育福祉センター長が専決することができる。）
		イ　支給の要否の決定（法第24条の３第２項）								○		〃
		ウ　施設受給者証の交付（法第24条の３第６項）								○		〃
		エ　支給の決定の取消し及び施設受給者証の返還の求め（法第24条の４第１項及び第２項）								○		〃
		オ　アからエまでの事項以外の障害児施設給付費に関すること。					○					
	（２）　指定知的障害児施設等に関すること。	ア　指定及び当該指定の更新（法第24条の９第１項及び第24条の10第１項）			○							
		イ　設置者に対する勧告及び措置の命令等（法第24条の16）			○							
		ウ　利用についてのあっ								○		児童相談所長

		せん又は調整及び設置者に対する要請（法第24条の19第２項）										（高知県立中央児童相談所にあっては、副参事の職を兼ねる高知県立療育福祉センター長が専決することができる。）
		エ　アからウまでの事項以外の指定知的障害児施設に関すること。					○					
	（３）　障害児施設医療費に関すること。						○					
	（４）　報告及び送致のあった児童の入所措置及び指定医療機関に対する児童の入院委託（法第27条第１項第３号及び第２項）									○		児童相談所長（高知県立中央児童相談所にあっては、副参事の職を兼ねる高知県立療育福祉センター長が専決することができる。）
	（５）　児童福祉施設に入所し、及び指定医療機関に入院した児童並びに満18歳に達した後において児童福祉施設に在所し、及び指定医療機関に在院する者に係る届出の受理（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第27条）									○		〃
	（６）　その負担能力に応じ徴収する費用の額の決定（法第56条第２項）									○		〃
３　知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　法に規定する知的障害者更生相談所に関すること。	ア　専門的な知識及び技術を必要とする知的障害者に関する相談及び指導に関すること。（法第12条第２項）								○		高知県立療育福祉センター長（副参事の職を兼ねる高知県立幡多児童相談所長が専決することができる。）
		イ　18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定に関								○		〃

		すること。（法第12条第２項）										
		ウ　市町村に対する技術的事項についての協力その他の必要な援助に関すること。（法第12条第２項）								○		〃
		エ　アからウまでに掲げる業務の巡回実施に関すること。（法第12条第３項）								○		〃
	（２）（１）の事項以外の法に関すること。						○					
４　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　指定病院の指定（法第19条の８）				○							
	（２）　法第23条から第26条の３までの規定による申請、通報及び届出に基づき行われる指定医の診察等（法第27条第１項及び第２項）									○		保健所長
	（３）（２）の指定医の診察に係る現に本人の保護の任に当たっている者への通知（法第28条第１項）									○		〃
	（４）（２）の指定医の診察の結果に基づく入院措置（法第29条第１項及び第３項）									○		〃
	（５）　緊急を要する場合の入院措置（法第29条の２第１項及び第２項並びに同条第４項において準用する法第29条第３項）									○		〃
	（６）　入院措置のための移送等（法第29条の２の２）									○		〃
	（７）　指定医による診察の結果等に基づく入院措置の解除（法第29条の４）									○		〃
	（８）　措置入院者等からの入院に要する費用の徴収（法第31条）									○		〃
	（９）　医療保護入院者の入院時の届出の保健所からの受理（法第33条第７項）									○		高知県立精神保健福祉センター所長
	(10)　医療保護入院者の退院時の届出の保健所からの受理（法第33条の２）									○		〃
	(11)　応急入院の措置に係る届出の保健所からの受理（法第33条の４第５項）									○		〃
	(12)　医療保護入院等のための移送等（法第34条）									○		保健所長
	(13)　措置入院者及び医療保護入院者に係る定期の報告の保健所からの受理（法第38条の２第１項及び同条第２項において読									○		高知県立精神保健福祉センター所

み替えて準用する同条第１項）										長
(14)　定期の報告及び入院時の届出等に係る高知県精神医療審査会への通知（法第38条の３第１項及び第５項）								○		〃
(15)　定期の報告及び入院時の届出等に係る高知県精神医療審査会の審査結果通知の受理（法第38条の３第２項（同条第６項において準用する場合を含む。））								○		〃
(16)　退院等の請求の受理（法第38条の４）								○		〃
(17)　退院等の請求に係る高知県精神医療審査会への通知（法第38条の５第１項）								○		〃
(18)　退院等の請求に係る高知県精神医療審査会の審査結果通知の受理（法第38条の５第２項）								○		〃
(19)　退院時の請求に係る高知県精神医療審査会の審査結果及びこれに基づき知事が採った措置の通知（法第38条の５第６項）								○		〃
(20)　精神科病院の管理者に対する精神科病院に入院中の者の処遇の改善命令及び退院命令並びに当該命令に従わないときの医療の提供の制限命令（法第38条の７第１項、第２項及び第４項）			○							
(21)　措置入院者の仮退院の許可（法第40条）								○		保健所長
(22)　精神障害者保健福祉手帳の申請の市町村からの受理（法第45条１項）								○		高知県立精神保健福祉センター所長
(23)　精神障害者保健福祉手帳の申請の承認及び交付並びに精神障害の状態にあることの認定（法第45条第２項及び第４項）								○		〃
(24)　精神障害者保健福祉手帳の申請の不承認等の通知（法第45条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。））								○		〃
(25)　精神障害者保健福祉手帳の返還の市町村からの受理（法第45条の２第１項）								○		〃
(26)　指定医による診察に基づく精神障害の状態がなくなったことの認定及び当該認定の通知並びに精神障害者保健福祉手帳の返還の命令（法第45条の２第３項及び第４項並びに同条第５項において準用する法第45条第３項）								○		〃
(27)　精神障害者社会適応訓練事業の実施（法第50条）								○		〃

	11条）										
	(34)　(1)から(33)までの事項以外の法に関すること。					○					
5　高知県精神科病院における任意入院患者の症状等の報告に関する条例（平成18年高知県条例第48号）に関する事務	任意入院者の症状等の報告の保健所からの受理（高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例第２条及び高知県精神科病院における任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則（平成18年高知県規則第131号）第２条）								○		高知県立精神保健福祉センター所長
6　障害者自立支援法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　指定障害福祉サービス事業者の指定及び当該指定の変更（法第36条第１項及び第37条第１項）			○							
	（2）　指定障害者支援施設の指定及び当該指定の変更（法第38条第１項及び第39条第１項）			○							
	（3）　指定相談支援事業者の指定（法第40条において準用する法第36条第１項）			○							
	（4）　指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の更新（法第41条第１項）			○							
	（5）　指定障害福祉サービス事業者及び指定相談支援事業者からの変更等の					○					
	(28)　精神障害者保健福祉手帳の変更届の市町村からの受理（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下この項において「政令」という。）第７条第２項）								○		〃
	(29)　精神障害者保健福祉手帳の精神障害の状態にあることの認定の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付（政令第８条第１項及び第２項）								○		〃
	(30)　精神障害者保健福祉手帳の障害等級の変更の申請の市町村からの受理及び承認並びに交付（政令第９条）								○		〃
	(31)　精神障害者保健福祉手帳の再交付の申請の市町村からの受理及び再交付（政令第10条第１項及び第３項）								○		〃
	(32)　失った精神障害者保健福祉手帳を発見したことによる返還及び精神障害者保健福祉手帳の死亡による返還の市町村からの受理（政令第10条第２項及び第３項並びに第10条の２）								○		〃
	(33)　精神障害者の保護者等の変更の届出の保健所からの受理（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和40年高知県規則第83号）第								○		〃

届出の受理（法第46条第１項）										
（６） 指定障害者支援施設の設置者からの変更の届出の受理（法第46条第２項）					○					
（７） 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に対する勧告及び措置命令等（法第49条）			○							
（８） 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定の取消し等（法第50条第１項並びに同条第３項及び第４項において準用する同条第１項）			○							
（９） 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定及び支給認定の変更の申請書の市町村からの受理（法第53条及び第56条第１項）								○		高知県立精神保健福祉センター所長
(10) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定（不承認を含む。）（法第54条第１項）								○		〃
(11) 自立支援医療費（精神通院医療）の自立支援医療受給者証の交付（法第54条第３項）								○		〃
(12) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の変更の認定及び自立支援医療受給者証の変更記載等（法第56条第２項及び第４項）								○		〃
(13) 自立支援医療費（精神通院医療）の支給認定の取消し及び自立支援医療受給者証の返還請求（法第57条）								○		〃
(14) 自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）の市町村からの受理（障害者自立支援法施行令第32条）								○		〃
(15) 指定自立支援医療機関の指定及び当該指定の更新（育成医療（障害者自立支援法施行令第１条第１号に規定する育成医療をいう。(26)において同じ。）に係るものを除く。(16)から(20)までにおいて同じ。）（法第59条第１項及び第60条第１項）			○							
(16) 指定自立支援医療機関の指導（法第63条）			○							
(17) 指定自立支援医療機関の変更の届出の受理（法第64条）					○					
(18) 指定自立支援医療機関、指定自立支援医療機関の開設者であった者等からの報告の徴収等（法第66条第１項及び第３項）			○							
(19) 指定自立支援医療機関の開設者に対する勧告			○							

	及び措置命令等（法第67条第１項から第４項まで）										
	(20)　指定自立支援医療機関の指定の取消し等（法第68条第１項）			○							
	(21)　障害福祉サービス事業、相談支援事業及び移動支援事業を行う者に対する事業の停止等の命令（法第82条第１項）			○							
	(22)　障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者に対する施設の設備等の改善等の命令（法第82条第２項）			○							
	(23)　市町村が設置した障害者支援施設の事業の停止等の命令（法第86条第１項）			○							
	(24)　都道府県障害福祉計画の策定及び変更（法第89条第１項及び第５項）	○									
	(25)　不服審査に関すること。			○							
	(26)　（１）から(25)までの事項以外の法に関すること（自立支援医療（法第５条第18項に規定する自立支援医療をいう。）のうち育成医療に係るものを除く。）。					○					
7　高知県障害者施策推進本部設置規程（昭和57年４月高知県訓令第１０号）に関する事務	高知県障害者施策推進本部に関すること。					○					
8　障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　障害者雇用対策基本方針についての厚生労働大臣への意見の具申（法第７条第３項）			○							
	（２）　障害者雇用支援センター及び障害者就業・生活支援センターの指定（法第27条第１項及び第33条）			○							
9　訓練手当支給規則（昭和50年高知県規則第36号）に関する事務	訓練手当の受給資格の認定（障害者の雇用の促進等に関する法律第２条第４号及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）第１条の２に規定する知的障害者並びに同法第２条第６号及び同令第１条の４に規定する精神障害者に係るものに限る。）（訓練手当支給規則第９条第２項）					○					
10　自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に関する事務	自殺対策基本法に関すること。					○					
11　高知県	（１）　独立行政法人福祉医			○							

心身障害者扶養共済制度条例（昭和46年高知県条例第26号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	療機構との心身障害者扶養保険契約の締結（条例第２条）										
	（２）（１）の事項以外の条例に関すること。					○					
12　特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）障害児福祉手当の支給（法第17条）								○		福祉保健所長
	（２）障害児福祉手当の受給資格の認定（法第19条及び法第26条において準用する法第５条第２項）								○		〃
	（３）障害児福祉手当の支給の停止及び差止め並びに支払の調整（法第26条において準用する法第11条、第12条及び第16条）								○		〃
	（４）特別障害者手当の支給（法第26条の２）								○		〃
	（５）特別障害者手当の受給資格の認定、支給の調整、停止及び差止め並びに支払の調整（法第26条の４並びに法第26条の５において準用する法第５条第２項、第11条、第12条、第16条及び第19条）								○		〃
	（６）書類その他の物件の提出命令及び質問並びに診断命令及び診断（法第36条第１項及び第２項）								○		〃
	（７）必要な書類の閲覧及び資料の提供並びに必要な事項の報告の求め（法第37条）								○		〃
	（８）国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下この項において「一部改正法」という。）第７条の規定による改正前の法による福祉手当の支給（一部改正法附則第97条第１項）								○		〃
	（９）（１）から（８）までの事項以外の法に関すること。					○					
13　高知県重度心身障害児療育手当支給規程（昭和48年５月高知県告示第254号）に関する事務	重度心身障害児療育手当の支給の決定その他の高知県重度心身障害児療育手当支給規程に関すること。					○					
14　高知県立療育福祉センターに関する事務	（１）高知県立療育福祉センターが行う予防接種に係る使用料の額の決定（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第３号）第４条第４項）								○		高知県立療育福祉センター長
	（２）使用料等の減免（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する								○		〃

	条例第６条）										
	（３）　休所日の変更等（高知県立療育福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第23号。以下この項において「規則」という。）第２条ただし書）								○		〃
	（４）　通所をすることができる者の決定（規則第３条第１項）								○		〃
	（５）　障害児施設支援に係る契約の締結（規則第４条第１項）								○		〃
	（６）　障害福祉サービスの利用に係る契約の締結（規則第６条第１項）								○		〃
	（７）　障害福祉サービス受給者証の内容の変更の届出の受理（規則第６条第３項）								○		〃
	（８）　障害児施設支援に要した費用の額の決定（規則第７条第２項）								○		〃
	（９）　障害児施設給付費の高知県以外の都道府県に対する請求（規則第７条第３項）								○		〃
	(10)　障害児施設医療に要した費用の額から控除する額の決定（規則第８条第１項ただし書）								○		〃
	(11)　障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第25条に規定する特定費用の額の決定（規則第９条第２項）										
	(12)　介護給付費の市町村に対する請求（規則第９条第３項）								○		〃
	(13)　保護者等が負担すべき便宜に要する費用の額の決定（規則第10条）								○		〃
	(14)　その経費を県に納付させる市町村の地域生活支援事業の決定（規則第11条）								○		〃
	(15)　外来診療科目等の決定（規則第12条第１項及び第２項）								○		〃
	(16)　障害児施設支援に要した費用の額の料金等の減免（規則第13条）								○		〃
	(17)　(１)から(16)までの事項以外の高知県立療育福祉センターに関すること。					○					
15　発達障害者支援法（平成16年法律第167号）に関する事務	発達障害者支援センターに係る業務に関すること。（発達障害者支援法第14条第１項）								○		高知県立療育福祉センター長
16　高知県立精神保健福祉センターの設置及び	手数料の減免（高知県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例第４条）								○		高知県立精神保健福祉センター所

管理に関する条例（昭和48年高知県条例第２号）に関する事務											長
17　社会福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　社会福祉法人の定款の認可（法第31条第１項）			○							
	（２）　社会福祉法人の定款の変更の認可（法第43条第１項）			○							
	（３）　社会福祉法人の解散の認可及び認定（法第46条第２項）			○							
	（４）　社会福祉法人の合併の認可（法第49条第２項）			○							
	（５）　社会福祉法人に対する報告の徴収及び検査、必要な措置の命令、業務の停止命令及び役員の解職の勧告並びに解散命令（法第56条第１項から第４項まで）			○							
	（６）　公益事業及び収益事業を行う社会福祉法人に対する当該事業の停止命令（法第57条）			○							
	（７）　助成をした社会福祉法人に対する報告の徴収、予算の変更の勧告及び役員の解職の勧告並びに補助金等の返還命令（法第58条第２項及び第３項）			○							
	（８）　社会福祉事業の開始及び変更の許可（法第62条第２項、第63条第２項及び第67条第２項）			○							
	（９）　社会福祉事業を経営する者に対する必要な措置の命令（法第71条）			○							
	(10)　社会福祉事業を経営する者に対する当該事業の制限及び停止の命令並びに許可等の取消し（法第72条）			○							
18　高知県立盲ろう福祉会館に関する事務	（１）　休館日の変更等（高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第10号）第３条第２項）			○							
	（２）　施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例第11条）			○							
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の高知県立盲ろう福祉会館に関すること。					○					
19　高知県立障害者スポーツセンターに関する事務	（１）　休所日の変更等（高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例（平成８年高知県条例第２号）第３条第２項）			○							
	（２）　施設、設備等の損傷及び滅失による損害の認定（高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例第11			○							

	条）										
	（3）（1）及び（2）の事項以外の高知県立障害者スポーツセンターに関すること。					○					
20　高知県ひとにやさしいまちづくり条例（平成9年高知県条例第1号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（1）　適合証の交付（条例第17条第2項）					○				建築指導課長	
	（2）　必要な措置の勧告（条例第21条）					○				〃	
	（3）　勧告に従わないときのその旨及び勧告の内容の公表（条例第22条）			○						土木部長 建築指導課長	
	（4）（1）から（3）までの事項以外の条例に関すること。					○					

（4）　児童家庭課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　児童福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　児童の福祉に関する市町村職員の研修（法第11条第1項）								○		児童相談所長
	（2）　助産所への入所措置（法第22条）								○		福祉保健所長
	（3）　母子生活支援施設への入所保護の実施（法第23条）								○		〃
	（4）　報告及び送致のあった児童についての措置（法第27条第1項）								○		児童相談所長
	（5）　事件の家庭裁判所への送致（法第27条の3）								○		〃
	（6）　保護者の児童の虐待等の場合の措置（法第28条第1項）								○		〃
	（7）　児童の住所及び居所並びに従業する場所への立入調査（法第29条）								○		〃
	（8）　児童の同居に係る届出の受理（法第30条第1項及び第2項）								○		〃
	（9）　児童の保護についての必要な指示及び報告の徴収（法第30条の2）								○		〃
	(10)　児童の一時保護及び一時保護の委託（法第33条第2項）								○		〃
	(11)　児童自立生活援助の実施（法第33条の6）								○		〃
	(12)　縁組の承諾の許可（法第33条の8第2項ただし書及び第47条第1項ただし書）								○		〃
	(13)　児童自立生活援助事業等の開始等の届出の受理（法第34条の3）					○					
	(14)　児童自立生活援助事業等を行う者に対する報告の徴収及び立入検査					○					

	（法第34条の４第１項）										
	(15)　児童自立生活援助事業等を行う者に対する事業の制限及び停止の命令（法第34条の５）					○					
	(16)　児童福祉施設（保育所を除く。）の設置並びに廃止及び休止の届出の受理（法第35条第３項及び第６項）					○					
	(17)　私立児童福祉施設（保育所を除く。）の設置の認可並びに廃止及び休止の承認（法第35条第４項及び第７項）			○							
	(18)　児童福祉施設（保育所を除く。）の設置者等に対する報告の徴収及び立入検査並びに必要な改善の勧告及び命令（法第46条第１項及び第３項）					○					
	(19)　児童福祉施設（保育所を除く。）の設置者に対する事業の停止命令（法第46条第４項）			○							
	(20)　徴収する費用の額の決定（法第56条第２項）								○		福祉保健所長 児童相談所長
	(21)　私立児童福祉施設（保育所を除く。）への補助（第56条の２第１項）			○							
	(22)　補助をした私立児童福祉施設（保育所を除く。）に対する補助金の返還命令（法第56条の３）										
	(23)　私立児童福祉施設（保育所を除く。）の設置の認可の取消し（法第58条）			○							
	(24)　法第35条第３項の届出をしていない児童福祉施設（保育所を除く。）及び同条第４項の認可を受けていない児童福祉施設（法第58条の規定により認可を取り消されたものを含む。(25)において同じ。）（保育所を除く。）に対する報告の徴収及び立入調査（法第59条第１項）					○					
	(25)　(24)の児童福祉施設（保育所を除く。）に対する事業の停止及び施設の閉鎖の命令（法第59条第５項）			○							
	(26)　(１)から(25)までの事項以外の法に関すること（保育士、保育所及び認可外保育施設に係るものを除く。）。					○					
2　児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下この項において「法」と	(１)　児童虐待が行われているおそれがあるときの保護者に対する児童同伴の出頭要求等及び再出頭要求等（法第８条の２及び第９条の２）								○		児童相談所長
	(２)　児童の住所及び居所への立入調査等（法第９条第１項）								○		〃

いう。）に関する事務	（3）　児童の住所及び居所への臨検、児童の捜索等並びに許可状の請求及び交付（法第９条の３第１項から第３項まで及び第５項）								○		〃
	（4）　臨検等の結果の報告の受理（法第10条の３）								○		〃
	（5）　児童福祉法第27条第１項第２号の指導を受けない保護者への勧告（法第11条第３項）							○			〃
	（6）　児童の一時保護及び一時保護の委託（法第11条第４項）								○		〃
	（7）　保護者に対する接近禁止命令等（法第12条の４第１項、第２項、第４項及び第６項）			○							
	（8）　高知県児童福祉審議会への報告（法第13条の４）					○					
	（9）　（1）から（8）までの事項以外の法に関すること。					○					
3　児童手当に係る事務の指導監査に関する事務	市町村に対する指導監査に関すること。					○					
4　高知県青少年問題協議会条例（昭和28年高知県条例第64号）に関する事務	高知県青少年問題協議会の幹事の任命（高知県青少年問題協議会条例施行規則（昭和29年高知県規則第29号）第３条第２項）					○					
5　高知県青少年保護育成条例（昭和52年高知県条例第32号）に関する事務	高知県青少年保護育成条例に関すること。								○		
6　社会福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　社会福祉法人（保育所のみを経営する法人を除く。以下この項において同じ。）の定款の認可（定款に記載された基本財産の処分及び担保に供する場合の承認を含む。）（法第32条）			○							
	（2）　社会福祉法人の定款の変更の認可（法第43条第１項）			○							
	（3）　社会福祉法人の解散の認可及び認定（法第46条第２項）			○							
	（4）　社会福祉法人の合併の認可（法第49条第２項）			○							
	（5）　社会福祉法人に対する報告の徴収及び検査、必要な措置の命令、業務の停止命令及び役員の解職の勧告並びに解散命令（法第56条第１項から第４項まで）			○							

	（6） 公益事業及び収益事業を行う社会福祉法人に対する当該事業の停止命令（法第57条）			○							
	（7） 助成をした社会福祉法人に対する報告の徴収、予算の変更の勧告及び役員の解職の勧告並びに補助金等の返還命令（法第58条第２項及び第３項）			○							
	（8） 社会福祉事業の開始及び変更の許可（法第62条第２項、第63条第２項及び第67条第２項）			○							
	（9） 社会福祉事業の開始等の届出の受理（法第69条）					○					
	(10) 社会福祉事業を経営する者に対する必要な措置の命令（法第71条）			○							
	(11) 社会福祉事業を経営する者に対する当該事業の制限及び停止の命令並びに許可等の取消し（法第72条）			○							
7 社会福祉施設職員等退職手当共済法に関する事務	社会福祉施設及び経営者の事務所への立入検査（社会福祉施設職員等退職手当共済法第23条第１項）					○					
8 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1） 児童扶養手当の支給に関する処分への異議申立てに対する決定（法第18条第１項）			○							
	（2） 児童扶養手当に係る遺棄証明に関すること。（児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第１条第５号及び第４条第５号）								○		福祉保健所長
	（3） （1）及び（2）の事項以外の法に関すること。					○					
9 身元保証に関する条例（昭和31年高知県条例第17号）に関する事務	身元保証に関する条例第２条第９号から第15号までに掲げる児童の身元保証に関すること。			○							
10 独立行政法人福祉医療機構法に関する事務	独立行政法人福祉医療機構への借入申込みに係る意見書の交付に関すること。										この事務の決裁は、高齢者福祉課の独立行政法人福祉医療機構法に関する事務の決裁について定めるところによる。

（5） 少子対策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者	合議先	備考

		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
高知県こども条例（平成16年高知県条例第35号）に関する事務	高知県こどもの環境づくり推進委員会に関すること。					○					

（６）　福祉指導課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　生活保護法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　町村長に対する資金の前渡に関すること。								○		福祉保健所長
	（２）　市の福祉事務所の事務の監査（法第23条第１項）			○							
	（３）　申請による保護の開始及び変更（法第24条第１項及び第５項）								○		福祉保健所長
	（４）　職権による保護の開始及び変更（法第25条第１項及び第２項）								○		〃
	（５）　保護の停止及び廃止（法第26条）								○		〃
	（６）　被保護者に対する指導及び指示（法第27条第１項）								○		〃
	（７）　要保護者についての立入調査及び検診の受診命令並びに申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止（法第28条第１項及び第４項）								○		〃
	（８）　生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の方法の決定（法第30条から第37条まで）								○		〃
	（９）　市町村の保護施設の設置の届出の受理（法第40条第２項）			○							
	（10）　社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の設置の認可（法第41条第２項）			○							
	（11）　社会福祉法人及び日本赤十字社の保護施設の休止及び廃止の認可（法第42条）			○							
	（12）　保護施設の改善、事業の停止及び施設の廃止の命令並びに認可の取消し（法第45条第１項及び第２項）			○							
	（13）　医療扶助のための医			○							

	療機関の指定（法第49条）										
	(14)　指定医療機関の指定の取消し（法第51条第２項）			○							
	(15)　介護扶助のための介護機関の指定（法第54条の２第１項）			○							
	(16)　指定介護機関の指定の取消し（法第54条の２第４項において準用する法第51条第２項）			○							
	(17)　出産扶助のための助産師並びに医療扶助のためのあん摩マッサージ指圧師及び柔道整復師の指定及び指定の取消し（法第55条において準用する法第49条及び第51条第２項）			○							
	(18)　医療保護施設の施術料の審査及び決定（法第55条において準用する法第53条第１項）								○		福祉保健所長
	(19)　被保護者が義務に違反したときの保護の変更、停止及び廃止（法第62条第３項）								○		〃
	(20)　被保護者が返還すべき費用の額の決定及び債権の管理（法第63条及び第78条）								○		〃
	(21)　葬祭扶助を行う場合の遺留金品の処分（法第76条第１項）								○		〃
	(22)　扶養義務者からの費用の徴収及び負担すべき額に係る家庭裁判所への申立て（法第77条第１項及び第２項）								○		〃
	(23)　前渡した保護金品の返還の免除（法第80条）								○		〃
	(24)　被保護者の後見人の選任の家庭裁判所への請求（法第81条）								○		〃
	(25)　(1)から(24)までの事項以外の法に関すること。					○					
2　社会福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	(1)　社会福祉法人（中核市及び町村に所在する保育所を経営する者を除く。）に対する報告の徴収及び検査（法第56条第１項）					○				関係する課長	
	(2)　社会福祉法人（町村に所在する保育所を経営する者に限る。）に対する報告の徴収及び検査（法第56条第１項）								○		福祉保健所長
	(3)　老人福祉法第20条の６に規定する軽費老人ホーム、障害者自立支援法第５条第12項に規定する障害者支援施設（市町村が設置するものを除く。）、同法附則第41条第１項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設（市町村が設置するものを除く。）及び同法附則第58条第１					○				関係する課長	

	項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設を経営する者に対する報告の徴収並びに検査及び調査（法第70条）										
3　児童福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　一時預かり事業（中核市及び町村において実施する事業を除く。）を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（法第34条の13第１項）					○				〃	
	（2）　町村に所在する一時預かり事業を行う者に対する報告の徴収及び立入検査（法第34条の13第１項）								○		福祉保健所長
	（3）　児童福祉施設（中核市及び町村に所在する保育施設を除く。）の設置者等に対する報告の徴収及び立入検査（法第46条第１項）					○				関係する課長	
	（4）　町村に所在する保育所の長に対する報告の徴収及び立入検査（法第46条第１項）								○		福祉保健所長
4　身体障害者福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　身体障害者の福祉の措置に関する市町村（中核市を除く。）に対する助言（法第10条第２項）					○				関係する課長	
	（2）　市町村（中核市を除く。）が設置する身体障害者社会参加支援施設の長に対する報告の徴収及び立入検査（法第39条第２項）					○				〃	
5　老人福祉法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　老人福祉の措置に関する市町村（中核市を除く。）に対する助言（法第６条の２第２項）					○				〃	
	（2）　養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの長に対する報告の徴収及び立入検査（法第18条第２項）					○				〃	
6　介護保険法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　居宅サービス等を行った者等に対する報告及び帳簿書類等の提示の命令並びに質問（法第24条第１項）					○				〃	
	（2）　介護給付等を受けた被保険者等に対する報告の徴収及び質問（法第24条第２項）					○				〃	
	（3）　指定居宅サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第76条第１項）					○				〃	
	（4）　指定居宅介護支援事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第83条第１項）					○				〃	
	（5）　指定介護老人福祉施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第90条第１項）					○				〃	

	（6）　介護老人保健施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第100条第１項）					○				〃	
	（7）　指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第112条第１項）					○				〃	
	（8）　指定介護予防サービス事業者等に対する報告及び帳簿書類の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第115条の６第１項）					○				〃	
7　障害者自立支援法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　自立支援給付対象サービス等を行った者等に対する報告及び帳簿書類等の提出等の命令並びに質問（法第11条第２項）					○				〃	
	（2）　指定障害福祉サービス事業者等、指定障害者支援施設の設置者等及び指定相談支援事業者に対する報告及び帳簿書類等の提出等の命令、出頭の要求並びに質問及び立入検査（法第48条第１項（同条第３項及び第４項において準用する場合を含む。））					○				〃	
	（3）　障害福祉サービス事業等を行う者及び地域活動支援センター等の設置者等に対する報告及び帳簿書類等の提出等の要求並びに質問及び立入検査（法第81条第１項）					○				〃	
	（4）　市町村が設置した障害者支援施設の長等に対する報告及び帳簿書類等の提出等の要求並びに質問及び立入検査（法第85条第１項）					○				〃	
8　知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成20年高知県規則第92号）附則第３項の規定によりなおその効力を有することとされる同規則附則第２項の規定による廃止前の知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則（昭和42年高知県規則第13号。以下この項において	（1）　特例民法法人（町村に所在する保育所を経営する者を除く。）に対する報告及び資料の提出の要求並びに検査（旧規則第７条第１項及び第２項）					○				〃	
	（2）　特例民法法人（町村に所在する保育所を経営する者に限る。）に対する報告及び資料の提出の要求並びに検査（旧規則第７条第１項及び第２項）								○		福祉保健所長

「旧規則」という。）に関する事務											
9　その他の事務	（1）　市（中核市を除く。）における保育の実施に関する技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求（地方自治法（以下この項において「法」という。）第245条の４第１項）					○				関係する課長	
	（2）　町村における保育の実施に関する技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求（法第245条の４第１項）								○		福祉保健所長
	（3）　市町村等（中核市を除く。）における児童福祉法及び知的障害者福祉法に基づく措置に関する技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求（法第245条の４第１項）					○				関係する課長	
	（4）　本庁及び福祉事務所の嘱託医の委嘱及び解嘱に関すること。			○							
	（5）　社会福祉施設等への立入検査等のための身分証明証の交付に関すること。					○				当該社会福祉施設等を所管する課長	

別表第３の５中「文化環境部」を「文化生活部」に改め、同表の５の（1）を次のように改める。

（1）　資源・エネルギー課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号）に関する事務	（1）　周辺地域についての公共用施設整備計画の作成及び変更に係る主務大臣への協議（発電用施設周辺地域整備法第４条第１項及び同条第９項において準用する同条第１項）	○								関係する部局長	
	（2）　（1）のうち軽易な変更に係るもの			○						〃	
2　河川法（昭和39年法律第167号）に関する事務	水利使用に関する処分に係る国土交通大臣への意見の具申（河川法第36条第１項）			○							

別表第３の５の（2）及び５の（3）を削り、同表の５の（4）を同表の５の（2）とし、同表の５の（5）の表６の（1）の項中「指導及び」を削り、同表の５の（5）の表６の（3）の項中「是正指導及び」を削り、同表の５の（5）の表８の項を次のように改める。

8　家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）に関する事務	表示事項を表示し、及び遵守事項を遵守すべき旨の指示に従わない卸売業者以外の販売業者があるときの公表（家庭用品品質表示法第４条第２項及び家庭用品品質表示法施行令（昭和37年政令第390号）第３条第１項）					○					

別表第３の５の（5）の表13の（1）の項中「に関すること。」を削り、同表の５の（5）の表13の（2）の項中「に関すること。（条例第16条第１項及び第５項並びに第17条第１項及び第３項）」を

「の策定及び変更（条例第16条第１項及び同条第５項において準用する条例第12条第５項並びに条例第17条第１項及び同条第３項において準用する条例第12条第５項）」に改め、同表の５の(５)の表13の(３)の項中「に関すること。（条例第21条第１項及び第３項並びに第22条第１項及び第３項）」を「の策定及び変更（条例第21条第１項及び同条第３項において準用する条例第12条第５項並びに条例第22条第１項及び同条第３項において準用する条例第12条第５項）」に改め、同表の５の(５)の表14の(２)の項中「法第30条において読み替えて準用する民法第56条」を「第17条の３」に改め、同表の５の(５)の表14の(９)の項中「(８)」を「(９)」に改め、同項を同表の５の(５)の表14の(10)の項とし、同表の５の(５)の表中14の(８)の項を14の(９)の項とし、14の(７)の項を14の(８)の項とし、14の(６)の項を14の(７)の項とし、14の(５)の項を14の(６)の項とし、14の(４)の項を14の(５)の項とし、14の(３)の項を14の(４)の項とし、14の(２)の項の次に次のように加える。

(３)　特定非営利活動法人の特別代理人の選任（法第９条第１項及び第17条の４）			○							

別表第３の５の(５)を同表の５の(３)とし、同表の５に次のように加える。

(４)　私学・大学支援課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　県立大学に関する事務	(１)　学校教育法（昭和22年法律第26号）第４条第１項の規定による県立大学の設置廃止等の認可に関すること。	○									
	(２)　県立大学に係る国への変更の申請及び届出					○					
	(３)　県立大学の授業料等の免除（高知県立学校授業料等徴収条例（昭和23年高知県条例第７号）第６条第１項）			○						財政課長	
	(４)　県立大学の入学手数料等の免除（高知県立学校授業料等徴収条例第６条第２項）								○		県立大学学長
	(５)　県立大学の非常勤職員及び非常勤講師の任免に関すること。								○		〃
	(６)　県立大学に属する公務員宿舎の貸与の承認に関すること。								○		〃
	(７)　教育公務員特例法（昭和24年法律第１号）第17条第１項の規定に基づく兼職及び他の事業等の従事に係る任命権者の承認に関すること。								○		〃
	(８)　産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第14条の規定による受託研究等に係る契約の締結に関すること。								○		〃
２　私立学校法（昭和24年法律第270号。以下この項において「法」という。）に関する事務（私立幼稚園に関する事務を除く。）	(１)　学校法人の寄附行為の認可（法第31条第１項）	○									
	(２)　学校法人の解散の認可及び認定（法第50条第２項）			○							
	(３)　学校法人の合併の認可（法第52条第２項）			○							
	(４)　学校法人の収益事業の停止命令（法第61条第１項）			○							
	(５)　学校法人の解散命令			○							

	（法第62条第１項）										
	（６）　私立専修学校又は私立各種学校の設置のみを目的とする法人（以下この項及び５において「準学校法人」という。）に係る（１）から（５）までの事項及び学校法人又は準学校法人が、それぞれ準学校法人又は学校法人となるための寄附行為の変更の認可（法第64条第５項及び第６項）			○							
	（７）　（１）から（６）までの事項以外の法に関すること。					○					
３　学校教育法（以下この項において「法」という。）に関する事務（私立幼稚園に関する事務を除く。）	（１）　私立学校の設置の認可（法第４条第１項）	○									
	（２）　私立学校の廃止の認可（法第４条第１項）			○							
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の法に関すること。					○					
４　学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下この項において「政令」という。）に関する事務	（１）　私立学校の目的の変更等についての届出の受理（政令第27条の２第１項）					○					
	（２）　私立各種学校の目的の変更等についての届出の受理（政令第27条の３）					○					
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の政令に関すること。					○					
５　私立学校振興助成法（昭和50年法律第６１号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　助成を受ける学校法人及び準学校法人に対する業務及び会計の状況に関する報告の徴収等の権限の行使（法第12条及び法第16条において準用する法第12条）			○							
	（２）　監査報告書を添付しないことの許可（法第14条第３項ただし書）					○					
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の法に関すること。					○					
６　教育職員免許法（昭和24年法律第１４７号）に関する事務	私立学校の教育職員が成年被後見人等に該当したときの高知県教育委員会への通知（教育職員免許法第14条）					○					
７　義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第１５７号）に関する事務	私立の義務教育諸学校の教育職員の処罰の請求（義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法第５条第１項）			○							
８　高知県公立大学法人に係る評価委員会及び	高知県公立大学法人評価委員会の庶務（高知県公立大学法人に係る評価委員会及び重要な財産に関する条例第７条）					○					

重要な財産に関する条例（平成20年高知県条例第46号）に関する事務											

（５）　鳥獣対策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　鳥獣保護事業計画の作成及び変更（法第４条第１項及び第３項）			○							
	（２）　特定鳥獣保護管理計画の作成及び変更（法第７条）			○							
	（３）　狩猟鳥獣の捕獲等の禁止及び制限（法第12条第２項及び第３項）			○							
	（４）　特定鳥獣が狩猟鳥獣である場合の狩猟期間の延長（法第14条第２項）			○							
	（５）　特定鳥獣の捕獲等の禁止及び制限の解除（法第14条第３項）			○							
	（６）　鳥獣保護区の特別保護地区の指定、特別保護地区の区域内における水面の埋立て等の行為の許可、違反者に対する行為の中止命令及び違反者等に対する原状回復等の措置命令並びに当該違反者等を確知することができないときの原状回復等の措置の執行並びに鳥獣保護区の区域内での施設の設置等による損失の補償（法第29条第１項及び第７項、第30条第２項及び第３項並びに第32条第１項及び第３項）			○							
	（７）　狩猟免許の取消し及び効力の停止（法第52条）			○							
	（８）　猟区における狩猟の管理に係る認可及び猟区の認可の取消し（法第68条第１項及び第72条第１項）			○							
	（９）　猟区の維持管理に関する事務の受託者の指定（法第73条第２項において読み替えて準用する同条第１項）			○							
	(10)　高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第７号）により知事の権限に属する事務のうち市町村が処理することとした事務に関する当該市町村に対する必要な指示（法第79条第２項）			○							
	(11)　鳥獣保護区の特別保護地区の区域内における			○							

	許可を要する行為に係る区域及び期間の指定（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第391号）第２条）										
	(12)　（１）から(11)までの事項以外の法に関すること。					○					

（６）　人権課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　高知県人権尊重の社会づくり条例（平成10年高知県条例第２号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　人権施策の基本方針の策定（条例第５条）	○									
	（２）　人権施策の基本方針の策定に係る高知県人権尊重の社会づくり協議会からの意見の聴取（条例第６条第２項）		○								
	（３）　（２）の事項以外の高知県人権尊重の社会づくり協議会に関すること。			○							
２　高知県人権施策推進委員会に関する事務	高知県人権施策推進委員会に関すること。			○							

（７）　情報政策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
電子計算機及びネットワークの運営に関する事務	（１）　電子計算機の運営に関すること。					○					
	（２）　県庁ネットワークの運営管理に関すること。					○					
	（３）　高知県新情報ハイウェイの運営管理に関すること。					○					
	（４）　高知県新情報ハイウェイの民間利用に関すること。					○					

別表第３の11を削る。

別表第３の10中「海洋部」を「水産振興部」に改め、同表の10の（１）中「海洋政策課」を「水産政策課」に改め、同表の10の（３）中「水産振興課」を「漁業振興課」に改め、同表の10の（３）の表２の（１）の項中「策定」を「作成」に改め、同表の10の（３）の表３の項中「高知県栽培漁業センターに」を「水産動物の種苗の生産業務に」に、「高知県栽培漁業センター所長」を「高知県水産試験場長」に改め、同表の10の（３）の表５の項及び６の項を削り、同表の10の（３）の表７の項を同表の10の（３）の表５の項とし、同表の10の（３）の表に次のように加える。

６　高知県水産試験場に関する事務	生産物（漁獲物を含む。）の処分に関すること。								○		高知県水産試験場長
７　水産振興部に属する事務	（１）　共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約			○							

する試験研究機関に係る試験研究等実施要綱及び研究契約に関する事務	及び契約に伴う申請、報告等に関すること。										
	（2） 試験研究の実施に関する事務的な確認事項								○		試験研究を実施する機関長

別表第３の10の（４）の表２の（１）の項中「又は」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の10の（４）の表５の項中「財産に」を「財産に係るものに」に改め、同表の10の（４）を同表の10の（５）とし、同表の10の（３）の次に次のように加える。

（４） 合併・流通支援課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1 卸売市場法（以下この項において「法」という。）及び高知県卸売市場条例（以下この項において「条例」という。）に関する事務（生鮮水産物及びその加工品を取り扱う市場に係るものに限る。）	（1） 地方卸売市場の開設及び廃止並びに卸売業務の許可並びに業務の停止命令に関すること。（法第55条、第58条第１項、第60条並びに第65条第１項及び第２項並びに条例第３条、第５条及び第６条）			○						農業振興部長流通支援課長	
	（2） 営業の譲渡し及び譲受け、合併及び分割並びに相続による開設者等の地位の承継の認可（条例第９条第１項及び第２項並びに第10条第１項）			○						〃	
	（3） （1）及び（2）の事項以外の法及び条例に関すること。					○				流通支援課長	
2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）に関する事務	（1） 政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、表示に関する指示に関すること。（法第19条の14第１項及び第２項）				○						
	（2） 政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、（1）の事項以外のものに関すること。					○					
	（3） 製造業者に対する改善指示の農林水産大臣への報告その他の政令に関すること。					○					
3 高知県食の安全・安心推進条例（以下この項において「条例」という。）に関する事務	（1） 監視、指導及び検査その他の必要な措置（条例第15条）			○							
	（2） 生産者・事業者等からの必要な報告の徴収及び事業所等への立入調査等（条例第20条第１項）					○					
	（3） （1）及び（2）の事項以外の条例に関すること。					○					

別表第３の10を同表の11とする。

別表第３の９中「森林部」を「林業振興・環境部」に改め、同表の９の（１）を次のように改める。

（１）　林業環境政策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　高知県環境審議会条例（平成６年高知県条例第21号）に関する事務	高知県環境審議会の庶務（高知県環境審議会条例第８条）					○					
２　県民参加の森づくり推進事業に関する事務	山の学習支援事業費補助金に係る検査に関すること。										林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
											〃
３　森林環境緊急保全事業に関する事務	（１）　生き活きこうちの森づくり推進事業費補助金に係る検査に関すること。								○		〃
	（２）　森林保全ボランティア活動推進事業費補助金に係る検査に関すること。								○		〃
４　高知県立甫喜ヶ峰森林公園に関する事務	（１）　休園日の変更等（高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第６号。以下この項において「条例」という。）第３条第２項）					○					
	（２）　利用時間の変更（条例第４条第２項）					○					
	（３）　行為の制限（条例第５条）					○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
	（４）　利用の許可等（条例第７条）					○					〃
	（５）　許可の取消し等（条例第10条）					○					〃
	（６）　使用料の減免（条例第16条第３項において読み替えて準用する条例第14条）					○					

	（７）　使用料の還付（条例第16条第３項において読み替えて準用する条例第15条）					○					
	（８）　施設、設備、機械器具等の損傷及び滅失による損害の認定（条例第17条）			○							
５　高知県立森林研修センター（情報交流館）に関する事務	（１）　休館日の変更等（森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第６号。以下この項において「条例」という。）第４条第２項）					○					
	（２）　利用時間の変更（条例第５条第２項）					○					
	（３）　利用の許可等（条例第６条第３項及び同条第４項において読み替えて準用する同条第２項）					○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
	（４）　利用の許可の取消し等（条例第７条第３項において読み替えて準用する同条第１項）					○					〃
	（５）　使用料の減免（条例第15条第３項において準用する条例第13条第１項）					○					
	（６）　使用料の還付（条例第15条第３項において準用する条例第14条第１項ただし書）					○					
	（７）　施設及び設備等の損傷及び亡失による損害の認定（条例第16条）			○							
	（８）　利用許可書及び利用変更許可書の交付等（森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第33号。以下この項において「規則」という。）第６条第１項及び第８条第１項）					○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
	（９）　利用の取消しの届出の受理（規則第７条第１項）					○					〃
	(10)　使用料減額（免除）承認通知書の交付等（規則第15条第５項）					○					
	(11)　使用料還付決定通知書の交付等（規則第16条第３項）					○					
	(12)　入場の制限（規則第20条）					○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
	(13)　施設及び設備等の汚損及び損壊の届出の受理並びにこれに対する指示（規則第21条）					○					〃
６　県民の森工石山に関する事務	施設の維持管理に関すること。								○		高知県中央東林業事務所長

7　高知県立森林技術センターに関する事務	（1）　利用時間の変更（森林総合センターの設置及び管理に関する条例（以下この項において「条例」という。）第５条第２項）								○		高知県立森林技術センター所長
	（2）　利用の許可（条例第６条第１項及び第２項）								○		〃
	（3）　利用の許可の取消し、利用の停止及び利用の条件の変更（条例第７条第１項）								○		〃
	（4）　使用料及び手数料の減免（条例第13条第１項）								○		〃
	（5）　使用料及び手数料の還付（条例第14条第１項ただし書）								○		〃
	（6）　施設及び設備等の汚損及び損壊の届出の受理並びにこれに対する指示（森林総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則第21条）								○		〃
8　高知県立産業構造改善支援センターに関する事務	（1）　利用の許可（高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第７号。以下この項において「条例」という。）第４条）								○		〃
	（2）　利用の許可の取消し、利用の停止及び利用の条件の変更（条例第５条第１項）								○		〃
	（3）　使用料の減免（条例第７条）								○		〃
	（4）　使用料の還付（条例第８条ただし書）								○		〃
	（5）　利用時間の変更（高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成11年高知県規則第69号）第２条第２項）								○		〃
	（6）　施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示（高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例施行規則第13条）								○		〃
9　林業振興・環境部に属する試験研究機関に係る試験研究等実施要綱及び研究契約に関する事務	（1）　共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約及び契約に伴う申請、報告等に関すること。			○							
	（2）　試験研究の実施に関する事務的な確認事項								○		試験研究を実施する機関長

別表第３の９の（２）の表１の（１）の項中「の策定」を「及び森林整備保全事業計画の作成」に、「第４条第８項」を「第４条第８項及び同条第11項において読み替えて準用する同条第８項」に改め、同表の９の（２）の表１の（５）の項中「及び死亡」を「並びに死亡」に、「又は」を「及び」に改め、同表の９の（２）の表２の項中「第６条第４項」を「第６条第４項において読み替えて準用する同法第５条第３項」に改め、同表の９の（２）の表３の項中「の検査」を「に係る検査」に、「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の９の（２）の表８の項中「森林組合法（昭和53年法律第36号）」を「森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）」に改め、同表の９の（２）の表８の（１）の項から８の（３）の項までの規定中「森林組合法」を「法」に改め、同表の９の（２）の表10の（１）の項中「平成11年高知県条例第６号。」を削り、同表の９の（２）の表10の（８）の項中「平成11年高知県規則第33号。」を削り、同表の９の（２）の表11の項を次のように改める。

11　林業労働力の確保の促進に関する法律（平成８年法律第４５号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定及び変更（法第４条第１項及び第３項）			○							
	（２）　改善措置についての計画の認定、当該計画の変更の認定及び認定計画の取消し（法第５条第１項並びに第６条第１項及び第２項）					○					
	（３）　林業労働力確保支援センターの指定及び当該指定の取消し（法第11条第１項及び第24条第１項）			○							
	（４）　林業労働力確保支援センターの業務規程の作成及び変更の認可（法第19条第１項）			○							
	（５）　林業労働力確保支援センターの事業計画等の作成及び変更の認可（法第20条第１項）					○					
	（６）　（１）から（５）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の９の（２）の表12の（２）の項中「活動」を「活動及び労働安全衛生に係る指導」に、「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の９の（２）の表12の（３）の項中「の検査」を「に係る検査」に改め、同表の９の（２）の表13の（４）の項中「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の９の（２）の表14の項中「事業の」を「事業に係る」に、「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の９の（２）の表15の項中「事業の」を「事業に係る」に改め、同表の９の（２）の表に次のように加える。

16　森林組合改善事業に関する事務	森林施業プランナー養成事業に係る検査及び指導監督に関すること。								○		〃

別表第３の９の（３）の表１の項を次のように改める。

1　森の工場活性化対策事業に関する事務	（１）　事業に係る検査に関すること。								○		林業事務所長（高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所の所管区域内でのものにあっては、高知県中央東林業事務所嶺北林業振興事務所長に委任する。）
	（２）　高性能林業機械等整備事業費補助金に係る内示、交付決定、確定及び支払に関すること。								○		〃

別表第３の９の（３）の表２の項中「森の工場推進モデル事業」を「林内路網アップグレード事業」に、「森の工場推進モデルの」を「事業に係る」に改め、同表の９の（３）の表３の（１）の項中「事業の」を「事業に係る」に改め、「（高知県森林整備公社が実施するものを除く。）」を削り、同表の９の（３）の表３の（２）の項中「及び森林整備推進事業費交付金の」を「、自伐林家等支援事業費補助金、森林整備推進事業費交付金及び未整備森林緊急整備事業費交付金に係る」に改め、同表の９の（３）の表４の項中「緑の環境整備支援事業の」を「事業に係る」に、「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の９の（３）の表５の（２）の項中「森林環境緊急保全事業」を「事業」に改め、同表の９の（３）の表７の（２）の項中「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の９の（３）の表７の（４）の項中「補助金の」を「補助金に係る」に改め、同表の９の（３）の表７の項に次のように加える。

（５）　（１）から（４）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の９の（４）の表１の（１）の項中「並びにこれらの公表」を削り、同表の９の（４）の表１の項に次のように加える。

（６）　（１）から（５）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の９の（４）の表２の（５）の項中「認定事業者からの」を削り、同表の９の（４）の表２の項に次のように加える。

（６）　（１）から（５）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の９の（４）の表４の（１）の項中「関すること。」を「関すること。（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年法律第42号）第７条第１項）」に改め、同表の９の（４）の表４の（３）の項中「（昭和51年法律第42号）」を削り、同表の９の（４）の表５の（１）の項中「高知県林業構造改善協議会に係るもの以外の交付金の」を「事業に係る交付金に係る」に改め、同表の９の（４）の表５の（２）の項中「の事項」を削り、「との協議」を「への協議」に改め、同表の９の（４）の表６の項中「補助金の」を「補助金に係る」に改め、同表の９の（４）の表７の（１）の項中「補助金の」を「補助金に係る」に改め、同表の９の（４）の表７の（２）の項中「の事項」を削り、「との協議」を「への協議」に改め、同表の９の（４）の表７の（３）の項を削り、同表の９の（４）の表７の（４）の項中「（１）から（３）まで」を「（１）及び（２）」に改め、同項を同表の９の（４）の表７の（３）の項とし、同表の９の（４）の表８の項中「県産材利用推進事業に係る木づかい促進事業費補助金の」を「木づかい促進事業費補助金に係る」に改め、同表の９の（５）の表１の（８）の項中「の指導」を「に係る指導」に改め、同表の９の（５）の表１の（９）の項中「補助金の」を「補助金に係る」に改め、同表の９に次のように加える。

（６）　環境共生課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　高知県環境影響評価条例	（１）　技術指針の制定及び改定（条例第４条第１項及び第３項）			○							
（平成11年高知県条例第５号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（２）　第二種事業についての判定（条例第５条第３項）			○							
	（３）　方法書についての意見書の作成（条例第11条第１項）			○							
	（４）　準備書についての意見書の作成（条例第20条第１項）			○							
	（５）　公聴会の開催（条例第21条第１項）			○							
	（６）　修正に係る部分について行った対象事業に係る環境影響評価の結果を記載した書類についての意見書の作成（条例第22条第２項）			○							
	（７）　事後調査報告書の審査後における環境の保全のための措置の実施要求（条例第33条第３項）			○							
	（８）　条例に違反する事業者等に対する勧告及びその公表（条例第45条第１項及び第２項）			○							
	（９）　隣接県知事への条例の手続についての協議（条例第46条）			○							
	(10)　（１）から（９）までの事項以外の条例に関すること。					○					
２　高知県清流保全条例（平	（１）　清流保全基本方針の策定（条例第８条第１項）		○								

成元年高知県条例第35号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（2） 清流保全基本方針に係る河川管理者等との協議及び高知県環境審議会の意見の聴取（条例第８条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）））			○							
	（3） 清流保全基本方針の公表（条例第８条第４項（同条第５項において準用する場合を含む。）））					○					
	（4） 清流保全基本方針の変更（条例第８条第５項）			○							
	（5） 清流保全計画の策定及び変更（条例第９条第１項及び第５項）			○							
	（6） 清流保全計画に係る河川管理者等との協議及び関係市町村長等の意見の聴取（条例第９条第３項（同条第５項において準用する場合を含む。）））					○					
	（7） 清流保全計画の関係市町村長への通知及び公表（条例第９条第４項（同条第５項において準用する場合を含む。）））					○					
	（8） 清流保全協議会の設置（条例第10条）			○							
	（9） 清流保全に関する重要な事項に係る高知県環境審議会の意見聴取（条例第17条）			○							
3 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第４号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（1） 回廊地区、保全・活用地区、共生モデル地区及び原生林保全地区の指定、拡張、縮小及び解除（条例第11条第２項から第６項まで並びに第12条第１項、第３項、第５項、第６項、第９項及び第10項）			○							
	（2） 共生モデル地区の保全に関する協定の締結、変更及び廃止（条例第15条第１項及び第３項）			○							
	（3） 回廊地区、保全・活用地区及び原生林保全地区内における行為に着手した後に行為を廃止した者に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（条例第21条第６項）			○							
	（4） 清流基準の策定及び改定（条例第23条第１項及び第４項）			○							
	（5） 生活文化財産の指定、変更及び解除（条例第31条第１項及び第４項）			○							
	（6） 環境配慮指針の策定及び改定（条例第32条第１項及び第３項）			○							
	（7） 流域振興ビジョンの策定及び改定（条例第33条第１項及び第７項）			○							
	（8） 目標指標の策定及び変更（条例第36条第１項及び第３項）			○							
	（9） 回廊地区、保全・活			○							

	用地区及び原生林保全地区内における行為に係る違反者に対する行為の中止命令並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（条例第50条第１項）										
	(10)　行為の中止命令等に従わない旨等の公表（条例第51条第１項）			○							
	(11)　回廊地区、保全・活用地区及び原生林保全地区内における行為の不許可等による損失の補償（条例第52条）			○							
	(12)　（１）から(11)までの事項以外の条例に関すること。					○					
４　自然環境保全法（昭和47年法律第85号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　原生自然環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更及び区域の拡張についての環境大臣への意見の具申及び同意（法第14条第２項、第３項及び第６項）			○							
	（２）　原生自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更についての環境大臣への意見の具申（法第15条第１項及び第３項）			○							
	（３）　原生自然環境保全地域に関する保全事業の一部執行（法第16条第２項）			○							
	（４）　自然環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更及び区域の拡張並びに自然環境保全地域に関する保全計画の案についての環境大臣への意見の具申（法第22条第３項及び第７項）										
	（５）　自然環境保全地域に関する保全計画の廃止及び変更についての環境大臣への意見の具申（法第23条第３項において準用する法第22条第３項前段）			○							
	（６）　自然環境保全地域に関する保全事業の執行に係る実地調査による損失の補償（法第33条第４項）			○							
	（７）　他の工事及び他の行為により必要となった保全事業の執行に要する費用の原因者負担（法第37条）			○							
	（８）　保全事業の執行に要する費用の受益者負担（法第38条）			○							
	（９）　県自然環境保全地域の特別地区（野生動植物保護地区を含む。）の指定及び区域の拡張についての環境大臣への協議（法第49条第１項）			○							
	(10)　高知県環境審議会への諮問（法第51条第２項）			○							
	(11)　（１）から(10)までの事項以外の法に関するこ					○					

	と。										
5　高知県自然環境保全条例（昭和48年高知県条例第27号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（1）　高知県自然環境保全基本方針の策定及び変更（条例第11条第１項及び第５項）			○							
	（2）　高知県自然環境保全地域の指定、指定の解除、区域の変更及び区域の拡張（条例第18条第１項及び第９項）			○							
	（3）　高知県自然環境保全地域に関する保全計画の決定、廃止及び変更（条例第19条第１項及び第４項）			○							
	（4）　特別地区の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第21条第１項及び第２項）			○							
	（5）　特別地区の区域内における木竹の伐採の方法及びその限度の指定（条例第21条第３項）			○							
	（6）　野生動植物保護地区の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第22条第１項及び第２項）			○							
	（7）　普通地区内における行為に係る届出をした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（条例第23条第２項）			○							
	（8）　高知県自然環境保全地域における行為の中止命令並びに原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（条例第24条第１項）										
	（9）　高知県自然環境保全地域における報告の徴収及び立入検査等（条例第25条第１項）			○							
	(10)　緑地環境保全地域の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第27条第１項及び第３項）			○							
	(11)　自然記念物の指定及び指定の解除（条例第28条）			○							
	(12)　緑地環境保全地域の区域内における行為及び自然記念物に関する行為に係る行為の中止命令等並びに報告の徴収及び立入検査等（条例第30条において読み替えて準用する条例第24条第１項及び第25条第１項）			○							
	(13)　自然環境保全協定の締結（条例第31条）			○							
	(14)　特別地区内における行為の不許可等及び高知県自然環境保全地域等の指定等による損失の補償（条例第34条）			○							
	(15)　(1)から(14)までの事項以外の条例に関すること。					○					
6　高知県希少野生動植物保	（1）　高知県希少野生動植物保護基本方針の策定及び変更（条例第６条第１			○							

護条例（平成17年高知県条例第78号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	項及び第５項）										
	（２） 県指定希少野生動植物の指定及び指定の解除（条例第７条第１項及び第７項）			○							
	（３） 野生動植物保護区の指定及び指定の解除（条例第17条第１項及び第９項）			○							
	（４） 特別保護地区の指定及び指定の解除（条例第18条第１項及び第２項）			○							
	（５） 立入制限地区の指定及び指定の解除（条例第19条第１項及び第３項）			○							
	（６） 保護緩衝地区の区域内における届出行為者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（条例第20条第２項）			○							
	（７） 特別保護地区の区域内における行為に係る違反者、立入制限地区の区域内における行為に係る違反者並びに保護緩衝地区の区域内における無届け行為者及び命令違反者に対する原状回復命令及び必要な措置の命令（条例第21条第２項）			○							
	（８） 特別保護地区の区域内における行為に係る無申請及び虚偽の申請の行為者並びに措置命令に従わない者に対する氏名等の公表（条例第22条）			○							
	（９） 特別保護地区の区域内における行為の不許可等及び保護緩衝地区の区域内における行為に係る措置命令による損失の補償（条例第25条）			○							
	(10) 保護管理事業計画の策定及び変更（条例第26条第１項及び第４項）			○							
	(11) （１）から(10)までの事項以外の条例に関すること。					○					
7 高知県うみがめ保護条例（平成16年高知県条例第１号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１） 生育地等保護区の指定及び指定の解除（条例第14条第１項及び第９項）			○							
	（２） 生育地等保護区の区域内における行為の実施方法についての指示並びに生育地等保護区の区域内における行為に係る違反者に対する原状回復命令及び必要な措置の命令（条例第16条）			○							
	（３） 生育地等保護区の区域内における行為の不許可等による損失補償（条例第19条）			○							
	（４） （１）から（３）までの事項以外の条例に関すること。					○					
8 自然公園法（昭和32年法律第161号。以下この項に	（１） 国定公園の区域指定に係る環境大臣への申出（法第５条第２項）			○							
	（２） 国定公園の指定の解除及び区域の変更に係る			○							

おいて「法」という。）に関する事務	環境大臣への意見の具申並びに国定公園の区域の拡張に係る環境大臣への申出（法第６条第２項）										
	（３） 国定公園に関する公園計画の決定に係る環境大臣への申出及び国定公園に関する公園事業の決定（法第７条第３項及び第４項）			○							
	（４） 国定公園の普通地域内の届出を要する行為をしようとする者及びした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（法第26条第２項）			○							
	（５） 国定公園内における行為に係る違反者等に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに当該原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の執行（法第27条第１項及び第２項）			○							
	（６） 国立公園に関する公園事業の執行に要する費用の負担に係る意見の具申（法第45条第２項）			○							
	（７） 公園事業の執行に要する費用の受益者負担（法第46条）			○							
	（８） 他の工事及び他の行為により必要となった公園事業の執行に要する費用の原因者負担（法第47条）			○							
	（９） 公園事業の執行に係る実地調査による損失の補償（法第52条第４項）			○							
	(10) 県立自然公園の特別地域の指定及び区域の拡張に係る国の関係地方行政機関の長への協議（法第66条第１項）			○							
	(11) 国定公園事業に係る施設等の改善命令、国定公園事業の執行の認可の取消し並びに国定公園事業者でなくなった者に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（自然公園法施行令（昭和32年政令第298号）第17条において読み替えて準用する同令第13条、第14条第２項及び第15条）			○							
	(12) （１）から(11)までの事項以外の法に関すること。					○					
９ 高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第５号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１） 自然公園の区域指定（条例第５条第１項）			○							
	（２） 自然公園の指定の解除及び区域の変更（条例第６条第１項）			○							
	（３） 公園計画及び公園事業の決定（条例第７条第１項）			○							
	（４） 公園計画及び公園事業の廃止及び変更（条例第８条第１項）			○							

	（5）　自然公園の特別地域の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第13条第１項及び第３項）			○							
	（6）　自然公園の普通地域内の届出を要する行為をしようとする者及びした者に対する当該行為の禁止及び制限並びに必要な措置の命令（条例第15条第２項）			○							
	（7）　自然公園内における行為に係る違反者等に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令並びに当該原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の執行（条例第16条第１項及び第２項）			○							
	（8）　自然公園の集団施設地区の指定、指定の解除及び区域の変更（条例第18条）			○							
	（9）　自然公園の特別地域内における行為の不許可等及び自然公園の指定等による損失の補償（条例第33条第１項及び第２項）			○							
	(10)　公園事業者に対する公園事業に係る施設並びにその管理及び経営の方法の改善命令（高知県立自然公園条例施行規則（昭和35年高知県規則第32号。以下この項において「規則」という。）第13条）			○							
	(11)　公園事業の執行の認可の取消し（規則第14条第２項）			○							
	(12)　公園事業者でなくなった者に対する原状回復及びこれに代わるべき必要な措置の命令（規則第15条）			○							
	(13)　（1）から(12)までの事項以外の条例に関すること。					○					
10　高知県自然保護基金条例（昭和46年高知県条例第28号）に関する事務	高知県自然保護基金の運用（高知県自然保護基金条例第４条）			○						財政課長	
11　高知県立牧野植物園に関する事務	（1）　休園日の変更等（高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第６号。以下この項において「条例」という。）第３条ただし書）			○							
	（2）　入園時間の変更（条例第４条ただし書）					○					
	（3）　植物及び図書（標本を含む。）の高知県立牧野植物園以外の場所での利用の承認（条例第５条）					○					
	（4）　植物、図書（標本を含む。）、施設、設備等の損傷及び亡失による損			○							

	害の認定（条例第10条）										
	（５）　入園料及び使用料の額の決定（高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和33年高知県規則第15号）第９条）			○						財政課長	
	（６）　入園料及び使用料の減免（高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例施行規則第10条第１項第３号及び第２項）					○					
	（７）　（１）から（６）までの事項以外の高知県立牧野植物園に関すること。					○					
12　高知県立月見山こどもの森に関する事務	（１）　休園日の変更等（高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号。以下この項において「条例」という。）第３条ただし書）			○							
	（２）　行為の許可等（条例第４条）					○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
	（３）　キャンプ場及びこどもの森ハウスの利用の許可等（条例第６条第１項、第３項及び第４項）					○					〃
	（４）　キャンプ場及びこどもの森ハウスの供用時間の変更（条例第６条第２項ただし書）			○							
	（５）　許可の取消し等（条例第９条）	ア　条例及び条例に基づく規則の規定並びに利用の条件に違反し、並びに知事の指示に従わないとき。					○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
		イ　ア以外の場合で特に必要があると認めるとき。			○							
	（６）　（１）から（５）までの事項以外の高知県立月見山こどもの森に関すること。						○					
13　高知県立室戸岬夕陽ケ丘キャンプ場に関する事務	（１）　供用日の変更等（高知県立室戸岬夕陽ケ丘キャンプ場の設置及び管理に関する条例（平成７年高知県条例第５号。以下この項において「条例」という。）第３条ただし書）				○							
	（２）　行為の許可等（条例第４条）						○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
	（３）　テントサイトの利用の許可等（条例第６条第１項、第３項及び第４項）						○					〃

	（４）　テントサイトの供用時間の変更（条例第６条第２項ただし書）			○							
	（５）　許可の取消し等（条例第９条）	ア　条例及び条例に基づく規則の規定並びに利用の条件に違反し、並びに知事の指示に従わないとき。					○					指定管理者が行うことができない場合に限る。
		イ　ア以外の場合で特に必要があると認めるとき。			○							
	（６）　使用料の減免及び還付（条例第15条第３項において読み替えて準用する条例第13条及び第14条）					○					
	（７）　（１）から（６）までの事項以外の高知県立室戸岬夕陽ケ丘キャンプ場に関すること。					○					

（７）　環境対策課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　一般廃棄物処理施設の設置の許可（法第８条第１項）			○							
	（２）　一般廃棄物処理施設に係る変更の許可（法第９条第１項）			○							
	（３）　一般廃棄物処理施設の改善及び使用の停止の命令並びに設置の許可の取消し（法第９条の２第１項並びに第９条の２の２第１項及び第２項）			○							
	（４）　一般廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可（法第９条の５第１項）			○							
	（５）　一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割の認可（法第９条の６第１項）			○							
	（６）　一般廃棄物処理施設の設置者の地位の相続による承継の届出の受理（法第９条の７第２項）			○							
	（７）　産業廃棄物処理業の許可及び当該許可の更新（法第14条第１項、第２項、第６項及び第７項）			○							
	（８）　産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可（法第14条の２第１項）			○							
	（９）　産業廃棄物処理業の事業の停止命令及び許可の取消し（法第14条の３及び第14条の３の２）			○							

(10)　特別管理産業廃棄物処理業の許可及び当該許可の更新（法第14条の４第１項、第２項、第６項及び第７項）			○							
(11)　特別管理産業廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可（法第14条の５第１項）			○							
(12)　特別管理産業廃棄物処理業の事業の停止命令及び許可の取消し（法第14条の６において読み替えて準用する法第14条の３及び第14条の３の２）			○							
(13)　産業廃棄物処理施設の設置の許可及び使用前の検査（法第15条第１項及び第15条の２第５項）			○							
(14)　産業廃棄物処理施設に係る変更の許可及び使用前の検査（法第15条の２の５第１項及び同条第２項において準用する法第15条の２第５項）			○							
(15)　産業廃棄物処理施設の改善及び使用の停止の命令並びに設置の許可の取消し（法第15条の２の６及び第15条の３）			○							
(16)　産業廃棄物処理施設の譲受け及び借受けの許可（法第15条の４において読み替えて準用する法第９条の５第１項）			○							
(17)　産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併及び分割の認可（法第15条の４において準用する法第９条の６第１項）										
(18)　産業廃棄物処理施設の設置者の地位の相続による承継の届出の受理（法第15条の４において準用する法第９条の７第２項）			○							
(19)　産業廃棄物処理基準及び産業廃棄物保管基準等が適用される者に対する改善命令（法第19条の３第２号）			○							
(20)　産業廃棄物処理基準等に適合しない産業廃棄物の処分を行った者に対する措置命令及び当該措置の執行等（法第19条の５、第19条の８及び第19条の９）			○							
(21)　排出事業者等に対する措置命令（法第19条の６）			○							
(22)　土地の形質の変更をした者に対する措置命令（法第19条の10）			○							
(23)　廃棄物再生事業者の登録（法第20条の２第１項）			○							
(24)　特定処理施設の設置者に対する事故時の応急措置命令（法第21条の２第２項）			○							
(25)　登録廃棄物再生事業者の登録の取消し（廃棄			○							

	物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第22条）										
	(26)　再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物のみの収集及び運搬を業として行う者に係る指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第９条第２号）			○							
	(27)　再生利用されることが確実であると認められる産業廃棄物のみの処分を業として行う者に係る指定（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第10条の３第２号）			○							
	(28)　（１）から(27)までの事項以外の法に関すること。					○					
２　産業廃棄物処理の指導に関する事務	（１）　事前協議に関すること。			○							
	（２）　県外産業廃棄物受託協議に関すること。			○							
３　使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　関連事業者及びフロン類回収業者等に対する勧告及び命令（法第20条）			○							
	（２）　引取業者の登録及び当該登録の更新（法第42条第１項及び第２項）			○							
	（３）　引取業者登録簿への登録の拒否（法第45条）			○							
	（４）　引取業者の登録の取消し及び事業の停止の命令（法第51条）			○							
	（５）　フロン類回収業者の登録及び当該登録の更新（法第53条第１項及び第２項）			○							
	（６）　フロン類回収業者登録簿への登録の拒否（法第56条）			○							
	（７）　フロン類回収業者の登録の取消し及び事業の停止の命令（法第58条）			○							
	（８）　解体業の許可及び当該許可の更新（法第60条第１項及び第２項）			○							
	（９）　解体業の許可の取消し及び事業の停止の命令（法第66条）			○							
	(10)　破砕業の許可及び当該許可の更新（法第67条第１項及び第２項）			○							
	(11)　破砕業の事業の範囲の変更の許可（法第70条第１項）			○							
	(12)　破砕業の許可の取消し及び事業の停止の命令（法第72条において読み替えて準用する法第66条）			○							
	(13)　法第80条第１項、第81条第１項から第12項まで及び第87条の規定を遵守していないと認められる関連事業者に対する勧			○							

	告及び命令（法第90条第１項及び第３項）										
	(14)　（１）から(13)までの事項以外の法に関すること。					○					
4　公害紛争処理法（昭和45年法律第108号。以下この項において「法」という。）及び高知県公害紛争処理条例（昭和45年高知県条例第40号）に関する事務	（１）　委員の任命（法第16条第１項）			○							
	（２）　委員の罷免（法第16条第６項）			○							
	（３）　連合審査会を置くことについての協議（法第27条第３項）			○							
	（４）　審査会のあっせんの要請（法第27条の２第２項）			○							
	（５）　（１）から（４）までの事項以外の法及び高知県公害紛争処理条例に関すること。					○					
5　環境基本法（平成５年法律第91号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　環境基準に係る地域及び水域の指定（法第16条第２項）		○								
	（２）　公害防止計画の作成（法第17条第３項）			○							
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の法に関すること。					○					
6　大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　ばい煙発生施設（排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル（温度零度及び圧力１気圧の状態に換算したものとする。以下この項において同じ。）未満の工場及び事業場に限る。）の設置の届出の受理（法第６条第１項）										
	（２）　一の施設がばい煙発生施設（排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に限る。）となった際の届出の受理（法第７条第１項）								○		〃
	（３）　ばい煙発生施設（排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に限る。）の構造等の変更の届出の受理（法第８条第１項）								○		〃
	（４）　ばい煙発生施設の設置及び構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（法第９条）　ア　排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に係るもの								○		〃
	（４）　ばい煙発生施設の設置及び構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（法第９条）　イ　ア以外のもの			○							
	（５）　ばい煙発生施設（排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に限る。）の実施の制限の期間の短縮（法第10条第２項）								○		福祉保健所長
	（６）　ばい煙発生施設（排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の								○		〃

工場及び事業場に限る。）の設置等の届出をした者の氏名の変更等の届出の受理（法第11条）											
（7）　ばい煙発生施設（排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に限る。）の設置等の届出をした者の地位の承継の届出の受理（法第12条第３項）								○		〃
（8）　ばい煙排出者に対するばい煙発生施設の構造等の改善及び使用の一時停止の命令（法第14条第１項）	ア　排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に係るもの								○		〃
	イ　ア以外のもの			○							
（9）　ばい煙発生施設及び特定施設（排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に限る。）の事故時の通報の受理（法第17条第２項）									○		福祉保健所長
(10)　ばい煙発生施設及び特定施設の事故時の措置命令（法第17条第３項）	ア　排出ガス量が１時間当たり１万立方メートル未満の工場及び事業場に係るもの								○		〃
	イ　ア以外のもの			○							
(11)　揮発性有機化合物排出施設の設置及び構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（法第17条の７）			○								
(12)　揮発性有機化合物排出者に対する揮発性有機化合物排出施設の構造等の改善及び使用の一時停止の命令（法第17条の10）			○								
(13)　一般粉じん発生施設の設置等の届出の受理（法第18条第１項及び第３項）								○		福祉保健所長
(14)　一の施設が一般粉じん発生施設となった際の届出の受理（法第18条の２第１項）								○		〃
(15)　一般粉じん発生施設の設置者に対する基準への適合及び当該一般粉じん発生施設の使用の一時停止の命令（法第18条の４）								○		〃
(16)　特定粉じん発生施設の設置及び構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（法第18条の８）			○							
(17)　特定粉じん排出者に対する特定粉じん発生施設の構造等の改善及び使用の一時停止の命令（法第18条の11）			○							

	(18)　一般粉じん発生施設の設置等の届出をした者の氏名の変更等及び地位の承継の届出の受理（法第18条の13第２項において準用する法第11条及び第12条第３項）								○		福祉保健所長
	(19)　特定粉じん排出等作業の実施の届出の受理（法第18条の15第１項及び第２項）								○		〃
	(20)　特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者に対する計画の変更命令（法第18条の16）								○		〃
	(21)　特定工事を施工する者に対する基準の遵守及び特定粉じん排出等作業の一時停止の命令（法第18条の18）								○		〃
	(22)　自動車排出ガスの濃度の測定に基づく高知県公安委員会への要請並びに道路管理者及び関係行政機関の長へ意見の開陳（法第21条第１項及び第３項）			○							
	(23)　ばい煙発生施設を設置している者等に対する報告の徴収及び立入検査（（１）から(10)まで（(４)のイ、(８)のイ及び(10)のイを除く。）、(13)から(15)まで及び(18)から(21)までの事項に係るものに限る。）（法第26条第１項）								○		福祉保健所長
	(24)　(１)から(23)までの事項以外の法に関すること。					○					
7　水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号。以下この項において「法」という。）に関する事務	(１)　特定施設（排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）の設置の届出の受理（法第５条第１項）								○		福祉保健所長
	(２)　一の施設が特定施設（排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）となった際の届出の受理（法第６条第１項）								○		〃
	(３)　特定施設（排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）の構造等の変更の届出の受理（法第７条）								○		〃
	(４)　特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（法第８条）			○							
	(５)　特定施設（排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）の実施の制限の期間の短縮（法第９条第２項）								○		福祉保健所長
	(６)　特定施設（排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用								○		〃

	しない工場及び事業場に限る。）の設置等の届出をした者の氏名の変更等の届出の受理（法第10条）											
	（7）　特定施設（排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）の設置等の届出をした者の地位の承継の届出の受理（法第11条第３項）								○		〃	
	（8）　排出水を排出する者に対する特定施設の構造等の改善並びに特定施設の使用及び排出水の排出の一時停止の命令（法第13条第１項）			○								
	（9）　有害物質使用特定事業場から水を排出する者に対する特定施設の構造等の改善並びに特定施設の使用及び特定地下水浸透水の浸透の一時停止の命令（法第13条の２第１項）			○								
	(10)　特定事業場（排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）及び貯油事業場等（有害物質を使用しない工場及び事業場に限る。）の事故時の措置に係る届出の受理（法第14条の２第１項及び第２項）								○		福祉保健所長	
	(11)　特定事業場及び貯油事業場等の事故時の措置命令（法第14条の２第３項）　ア　排水量が１日当たり50立方メートル未満で有害物質を使用しない工事及び事業場に係るもの								○		〃	
	イ　ア以外のもの			○								
	(12)　特定事業場の設置者及び設置者であった者に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令（法第14条の３第１項及び第２項）			○								
	(13)　生活排水対策重点地域の指定及び変更（法第14条の７第１項及び第５項）			○								
	(14)　公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の測定に関する計画の作成（法第16条第１項）			○								
	(15)　特定事業場の設置者及び設置者であった者に対する報告の徴収及び特定事業場への立入検査（(１)から(３)まで、(５)から(７)まで、(10)及び(11)のアの事項に係るものに限る。）（法第22条第１項）								○		福祉保健所長	
	(16)　(１)から(15)までの事項以外の法に関すること。					○						
8　ゴルフ	ゴルフ場の水質測定に係					○						

場の農薬の安全指導に関する事務	る立入調査に関すること。										
9　騒音規制法（昭和43年法律第98号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域の指定、変更及び廃止（法第3条第1項及び第3項）			○							
	（2）　指定地域についての規制基準の設定、変更及び廃止（法第4条第1項及び第3項）			○							
	（3）　深夜騒音等の規制のための必要な措置（法第28条）			○							
	（4）　（1）から（3）までの事項以外の法に関すること。					○					
10　振動規制法（昭和51年法律第64号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要がある地域の指定、変更及び廃止（法第3条第1項及び第3項）			○							
	（2）　指定地域についての規制基準の設定、変更及び廃止（法第4条第1項及び第3項）			○							
	（3）　（1）及び（2）の事項以外の法に関すること。					○					
11　悪臭防止法（昭和46年法律第91号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　規制地域の指定（法第3条）			○							
	（2）　規制地域についての規制基準の設定（法第4条）			○							
	（3）　（1）及び（2）の事項以外の法に関すること。					○					
12　特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和46年法律第107号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　特定事業者に対する公害防止統括者等の解任命令（法第10条）			○							
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。					○					
13　高知県公害防止条例（昭和45年高知県条例第26号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（1）　特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（条例第13条第1項）			○							
	（2）　ばい煙等排出者に対する特定施設の構造等の改善及び使用の一時停止の命令（条例第17条第1項及び第2項）			○							
	（3）　工場及び事業場を設置している者に対する悪臭防止のための必要な措置の勧告（条例第19条）			○							
	（4）　（1）から（3）までの					○					

	事項以外の条例に関すること。										
14　ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　指定地域に係る政令の立案についての環境大臣への申出（法第10条第５項）			○							
	（2）　指定地域に係る政令の制定及び改廃の立案についての環境大臣への意見の具申（法第10条第７項）			○							
	（3）　総量削減計画の作成及び変更（法第11条第１項及び第５項）			○							
	（4）　総量削減計画の作成及び変更に係る高知県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取並びに公聴会の開催（法第11条第２項及び同条第６項において準用する同条第２項）			○							
	（5）　総量削減計画の作成及び変更に係る環境大臣への協議（法第11条第３項及び同条第６項において準用する同条第３項）			○							
	（6）　特定施設の設置及び特定施設の構造等の変更の届出をした者に対する計画の変更及び廃止の命令（法第15条）			○							
	（7）　総量規制基準適用事業場の設置者に対する発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置の命令（法第16条）			○							
	（8）　排出者に対する特定施設の構造及び使用の方法並びに当該特定施設に係る発生ガス並びに汚水及び廃液の処理の方法の改善の命令並びに特定施設の使用の一時停止の命令（法第22条第１項）			○							
	（9）　総量規制基準適用事業場の設置者に対する総量規制基準適用事業場における発生ガスの処理の方法の改善その他必要な措置の命令（法第22条第３項）			○							
	（10）　特定施設を設置している者に対する当該特定施設の事故時における必要な措置の命令（法第23条第３項）			○							
	（11）　廃棄物焼却炉である特定施設から排出されるばいじん等の処理に関すること。（法第24条）										この事務の決裁は、法第24条第２項の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事務の決裁について定め

											るところによる。
	(12)　廃棄物の最終処分場の維持管理に関すること。（法第25条）										この事務の決裁は、法第25条第２項の規定により読み替えて適用される廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する事務の決裁について定めるところによる。
	(13)　対策地域の指定及び対策地域の区域の変更等（法第29条第１項及び第30条第１項）			○							
	(14)　対策地域の指定及び対策地域の区域の変更等に係る高知県環境審議会及び関係市町村長の意見の聴取（法第29条第３項及び法第30条第２項において準用する法第29条第３項）			○							
	(15)　ダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定及び変更（法第31条第１項及び第32条第１項）										
	(16)　ダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定及び変更に係る関係市町村長の意見の聴取及び公聴会の開催（法第31条第３項及び法第32条第２項において準用する法第31条第３項）			○							
	(17)　ダイオキシン類土壌汚染対策計画の策定及び変更に係る環境大臣への協議（法第31条第４項及び法第32条第２項において準用する法第31条第４項）			○							
	(18)　法第35条第１項に規定する法律に基づく権限を有する国の行政機関の長に対する措置の要請（同条第３項）			○							
	(19)　（１）から（18）までの事項以外の法に関すること。					○					
15　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成13年法律第64号。以下この項において	（１）　第一種フロン類回収業者登録簿への登録の拒否（法第11条第１項（法第12条第２項及び第13条第２項において準用する場合を含む。））			○							
	（２）　第一種フロン類回収業者の登録の取消し及び業務の停止命令（法第17条第１項）			○							
	（３）　第一種特定製品整備			○							

「法」という。）に関する事務	者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者及び第一種フロン類回収業者に対する勧告及び措置命令（法第24条）										
	（4）（1）から（3）までの事項以外の法に関すること。					○					
16　特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）に関する事務	第一種指定化学物質の排出量等の届出についての主務大臣への意見の具申その他の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に関すること。					○					
17　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の確認及び確認の取消し（法第３条第１項ただし書及び土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第12条第５項）			○							
	（2）　土壌汚染状況調査の結果の報告及び報告の内容の是正の命令（法第３条第３項）			○							
	（3）　土壌汚染状況調査の命令、実施及び公告（法第４条）			○							
	（4）　指定区域の指定、公示及び指定の解除（法第５条）			○							
	（5）　土地の所有者等及び土壌の汚染を生じさせる行為をした者に対する汚染の除去等の措置命令、実施及び公告（法第７条）			○							
	（6）　土地の形質の変更の施行方法に関する計画の変更命令（法第９条第４項）			○							
	（7）　土地の状況、汚染の除去等の措置及び土地の形質の変更の実施状況その他必要な事項についての報告の要求、土地への立入り並びに土地の状況等の検査（法第29条第１項）			○							
	（8）　公共の用に供する施設の管理を行う者に対する命令に係る当該施設の管理を行う者への協議（法第30条）			○							
	（9）　関係行政機関の長等に対する協力の要請及び意見の開陳（法第31条第２項）			○							
	(10)　土地の調査報告の期限の延長（土壌汚染対策法施行規則第１条第２項ただし書）			○							
	(11)　（1）から(10)までの事項以外の法に関するこ					○					

	と。										

別表第３の９を同表の10とする。

別表第３の８の（３）の表９の（９）の項中「若しくは」を「及び」に、「又は」を「並びに」に改め、同表の８の（３）の表15の項中「報告又は」を「特定事業者に対する報告及び」に改め、「に関すること。」を削り、同表の８の（４）の表６の項に次のように加える。

（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の８の（４）の表に次のように加える。

11　高知県農業技術センターに関する事務	（１）　高知県農業技術センターの宿泊棟の利用に伴う手続事務に関すること。								○		高知県農業技術センター所長
	（２）　生産物の処分に関すること。								○		〃
	（３）　高知県農業技術センター茶業試験場の寄宿舎の利用に伴う手続事務に関すること。								○		高知県農業技術センター茶業試験場長
12　農業振興部に属する試験研究機関（畜産振興課が所掌するものを除く。）に係る試験研究等実施要綱及び研究契約に関する事務	（１）　共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約及び契約に伴う申請、報告等に関すること。			○							
	（２）　試験研究の実施に関する事務的な確認事項								○		試験研究を実施する機関長

別表第３の８の（５）中「園芸流通課」を「産地づくり課」に改め、同表の８の（５）の表１の（１）の項中「についての農林水産大臣への意見又は申出に関すること。（法第４条第４項、第５条、第６条第３項及び第７条第２項）」を「に係る農林水産大臣への意見の具申及び申出（法第４条第４項及び第５条並びに法第６条第３項及び第７条第２項において準用する法第４条第４項）」に改め、同表の８の（５）の表１の（２）の項中「第８条」を「第８条第１項及び第４項」に改め、同表の８の（５）の表２の項中「１に掲げるもの」を「野菜生産出荷安定法に関する事務」に改め、同表の８の（５）の表２の（１）の項中「事業の」を「事業が」に改め、同表の８の（５）の表２の（２）の項中「野菜の価格安定事業」を「事業」に改め、同表の８の（５）の表３の項及び４の項を削り、同表の８の（６）を次のように改める。

（６）　流通支援課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　卸売市場法（昭和46年法律第35号。以下この項において「法」という。）及び高知県卸売市場条例（昭和46年条例第39号。以下この項において「条例」という。）に関する事務（生	（１）　中央卸売市場整備計画の策定及び中央卸売市場の開設区域の指定に係る農林水産大臣からの協議（法第５条第３項及び第７条第２項）			○						畜産振興課長 水産振興部長 合併・流通支援課長	合議先は、卸売市場の取扱品目による。
	（２）　高知県卸売市場整備計画の策定及び変更（法第６条）			○						〃	〃
	（３）　地方卸売市場の開設及び廃止並びに卸売業務の許可並びに業務の停止命令に関すること。（法第55条、第58条第１項、第60条並びに第65条第１項及び第２項並びに条例第３条、第５条及び第６条）			○						〃	〃

鮮水産物及びその加工品を取り扱う市場並びに肉類及びその加工品を取り扱う市場に係るものを除く。）	（4）　営業の譲渡し及び譲受け、合併及び分割並びに相続による開設者等の地位の承継の認可（条例第９条第１項及び第２項並びに第10条第１項）			○						〃	〃
	（5）　（1）から（4）までの事項以外の法及び条例に関すること。					○				畜産振興課長合併・流通支援課長	〃
２　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下この項において「法」という。）及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（昭和26年政令第291号。以下この項において「政令」という。）に関する事務	（1）　日本農林規格の制定についての農林水産大臣への申出（法第８条第１項）			○							
	（2）　政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、表示に関する指示に関すること。（法第19条の14第１項及び第２項）			○							
	（3）　政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、（2）の事項以外のものに関すること。					○					
	（4）　製造業者に対する改善指示の農林水産大臣への報告その他の政令に関すること。					○					

別表第３の８の（7）の表５の（7）の項中「の補助金の交付の決定、当該補助金の支払並びに当該補助金の交付額の」を「に係る補助金に係る交付決定、支払及び」に改め、同表の８の（7）を同表の８の（8）とし、同表の８の（6）の次に次のように加える。

（7）　畜産振興課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　牧野法（昭和25年法律第194号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　県の牧野管理規程の作成及び変更に関すること。（法第３条第１項、第２項、第４項及び第５項並びに同条第６項において準用する同条第２項、第４項及び第５項）					○					
	（2）　市町村の牧野管理規程の作成及び変更の届出の受理（法第３条第５項及び同条第６項において準用する同条第５項）					○					
	（3）　牧野管理者に対する牧野管理規程についての必要な助言及び勧告（法第３条第７項）					○					
	（4）　保護牧野への立入検査（法第12条第１項）								○		家畜保健衛生所長
	（5）　（1）から（4）までの事項以外の法に関すること。					○					

2　家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）に関する事務	種畜証明書の交付その他の家畜改良増殖法に関すること。					○					
3　酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　都道府県計画の作成及び変更（法第２条の３第１項、第３項及び第４項）			○							
	（2）　市町村計画の作成及び変更に係る当該市町村からの協議（法第２条の４第３項において読み替えて準用する法第２条の３第３項及び第４項）			○							
	（3）　農林水産大臣への集約酪農地域の指定の申請（法第３条第１項）			○							
	（4）　農林水産大臣への集約酪農地域の区域の変更の申請（法第４条第１項）			○							
	（5）　集約酪農振興計画の概要及び変更の概要の公告（法第７条第２項）			○							
	（6）　集約酪農地域の区域内における酪農事業施設の設置の承認及び酪農事業施設の届出の受理（法第10条第１項及び第11条）			○							
	（7）　集約酪農地域の区域内における酪農事業施設の変更の承認（法第12条第１項）			○							
	（8）　指定地域の区域内における酪農事業施設の設置及び変更の届出の受理並びに当該届出をした者に対する勧告並びに酪農事業施設の届出の受理（法第13条第１項及び第２項並びに同条第３項において準用する法第11条）			○							
	（9）　生乳等取引契約に係る紛争のあっせん及び調停（法第20条）			○							
	(10)　農林水産大臣への生乳等取引契約に係る紛争の調停の申出（法第24条第１項）			○							
	(11)　牛乳及び乳製品の生産等の事業者に対する報告の徴収及び立入検査（法第25条第１項）			○							
	(12)　(1)から(11)までの事項以外の法に関すること。					○					
4　養ほう振興法（昭和30年法律第180号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　みつばちの転飼の許可（法第４条）					○					
	（2）　みつ源の状態、ほう群数等に関する農林水産大臣への報告（法第７条第１項）					○					
	（3）　(1)及び(2)の事項以外の法に関すること。					○					
5　高知県	（1）　みつばちの転飼の許					○					

みつばち転飼取締条例（昭和23年高知県条例第６号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	可（条例第２条）										
	（２）　みつばちの飼育者に対するみつばちの飼育の実態についての報告の徴収及び調査（条例第３条）								○		家畜保健衛生所長
	（３）　みつばちの所有者に対する巣門の閉鎖及び巣箱の撤去の命令（条例第４条）								○		〃
６　養鶏振興法（昭和35年法律第４９号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　登録ふ化業者に対する措置命令（法第14条）								○		家畜保健衛生所長（支所の所管区域内でのものにあっては、支所長に委任する。）
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○					
７　家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　畜産業を営む者に対する指導及び助言（法第４条）								○		家畜保健衛生所長
	（２）　管理基準に違反していると認める場合の畜産業を営む者に対する勧告及び措置命令（法第５条）			○							
	（３）　畜産業を営む者に対する報告の徴収及び立入検査（（１）の事項に係るものに限る。）（法第６条第１項）								○		家畜保健衛生所長
	（４）　管理基準に違反していると認める場合の畜産業を営む者に対する報告の徴収及び立入検査（法第６条第１項）					○					
	（５）　都道府県計画の策定及び変更（法第８条第１項及び第３項）			○							
	（６）　処理高度化施設整備計画の認定（法第９条第１項）					○					
	（７）　処理高度化施設整備計画の変更の認定及び認定の取消し（法第10条第１項及び第２項）					○					
	（８）　認定処理高度化施設整備計画の認定を受けた畜産業を営む者に対する報告の徴収（法第13条）					○					
	（９）　（１）から（８）までの事項以外の法に関すること。					○					
８　家畜の無償貸付け等に関する条例（昭和42年高知県条例第20号。以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　家畜の無償貸付け（条例第２条）					○					
	（２）　家畜の譲渡及び雌畜の譲与（条例第３条）					○					
	（３）　委託に係る家畜の譲与及び譲渡（条例第４条）					○					

事務											
9　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　販売業者に対する飼料及び飼料添加物の廃棄等の命令（法第24条第１項）					○					
	（2）　（1）の事項以外の法に関すること。					○					
10　家畜商法（昭和24年法律第208号）に関する事務	家畜商の免許その他の家畜商法に関すること。					○					
11　家畜取引法（昭和31年法律第123号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　家畜市場の登録（法第３条）			○							
	（2）　家畜市場登録簿の登載事項の変更の届出の受理及びこれに伴う登録証の書換え交付並びに登録証の再交付（法第９条）			○							
	（3）　家畜市場の登録の取消し及び開設者に対する家畜市場の開場の停止命令（法第18条）			○							
	（4）　家畜取引を業とする者に対する家畜市場における家畜取引の業務の停止命令（法第18条の２）			○							
	（5）　市場再編整備地域の指定（法第19条第１項）			○							
	（6）　地域家畜市場の開設者に対する市場再編整備地域の指定の申請をするべき旨の勧告（法第20条の２）			○							
	（7）　市場再編整備地域の指定の解除（法第23条）			○							
	（8）　臨時市場の届出の受理（法第27条第１項）								○		家畜保健衛生所長
	（9）　（1）から（8）までの事項以外の法に関すること。					○					
12　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（以下この項において「法」という。）及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行令（以下この項において「政令」という。）に関する	（1）　政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、表示に関する指示に関すること。（法第19条の14第１項及び第２項）			○							
	（2）　政令第11条の規定により都道府県知事が行う法に基づく事務のうち、（1）の事項以外のものに関すること。					○					
	（3）　製造業者に対する改善指示の農林水産大臣への報告その他の政令に関すること。					○					

事務											
13　畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　乳業者に対する原料乳の価格に関する勧告（法第５条第１項）			○							
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○					
14　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　生乳生産者団体の指定（法第６条第１項）			○							
	（２）　生乳生産者団体の指定の解除（法第10条第１項及び第２項）			○							
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の法に関すること。					○					
15　卸売市場法（以下この項において「法」という。）及び高知県卸売市場条例（以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　地方卸売市場の開設及び廃止並びに卸売業務の許可並びに業務の停止命令に関すること。（法第55条、第58条第１項、第60条並びに第65条第１項及び第２項並びに条例第３条、第５条及び第６条）			○						流通支援課長	
	（２）　営業の譲渡し及び譲受け、合併及び分割並びに相続による開設者等の地位の承継の認可（条例第９条第１項及び第２項並びに第10条第１項）			○						〃	
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の法及び条例に関すること。					○				〃	
16　肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　県肉用子牛価格安定基金協会の指定（法第７条第１項）			○							
	（２）　県肉用子牛価格安定基金協会の業務規程の変更の承認（法第８条第１項）			○							
	（３）　県肉用子牛価格安定基金協会の指定の解除（法第９条第１項）			○							
	（４）　（１）から（３）までの事項以外の法に関すること。					○					
17　高知県食の安全・安心推進条例（以下この項において「条例」という。）に関する事務	（１）　監視、指導及び検査その他の必要な措置（条例第15条）			○							
	（２）　生産者・事業者等からの必要な報告の徴収及び事業所等への立入調査等（条例第20条第１項）					○					
	（３）　（１）及び（２）の事項以外の条例に関すること。					○					
18　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下この項において「法」という。）に関する事務（肉類及びその加工品を取り扱う市場に係るものに限る。）	（１）　伝染性疾病についての届出等の受理（法第４条第１項、第４条の２第１項並びに第13条第１項								○		家畜保健衛生所長

第166号。以下この項において「法」という。）に関する事務	及び第２項）										
	（２） 新疾病についての届出に係る家畜及びその死体の所有者に対する家畜防疫員の検査を受けるべき旨の命令（法第４条の２第３項）								○		〃
	（３） 家畜及びその死体の所有者に対する家畜及びその死体について家畜防疫員の検査、注射、薬浴及び投薬を受けるべき旨の命令（法第４条の２第５項及び第６項、第５条第１項及び第２項並びに第６条第１項並びに同条第２項において読み替えて準用する法第５条第２項）			○							
	（４） 検査、注射、薬浴及び投薬を行った旨の表示及び証明書の交付に関すること。（法第７条及び第８条）								○		家畜保健衛生所長
	（５） 家畜の所有者に対する消毒方法等を実施すべき旨の命令（法第９条及び第30条）								○		〃
	（６） 患畜及び疑似患畜の所在の場所とその他の場所との通行の制限及び遮断に関すること。（法第15条）								○		〃
	（７） 家畜伝染病のまん延防止のための家畜の殺処分に関すること。（法第17条）			○							
	（８） 死体の焼却等の義務及び発掘の禁止に係る許可に関すること。（法第21条ただし書及び第24条ただし書）								○		家畜保健衛生所長
	（９） 家畜伝染病のまん延防止のための検査、注射、薬浴及び投薬に関すること。（法第31条）								○		〃
	(10) 動物用生物学的製剤の使用の許可（法第50条）					○					
	(11) 動物の所有者等からの報告の徴収（法第52条）								○		家畜保健衛生所長
	(12) （１）から(11)までの事項以外の法に関すること。					○					
19 牛海綿状脳症対策特別措置法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（１） 死亡した牛の届出の受理（法第６条第１項）								○		家畜保健衛生所長（支所の所管区域内でのものにあっては、支所長に委任する。）
	（２） （１）の事項以外の法に関すること。					○					
20 高知県家きん防疫用機具の無償貸	防疫用機具の無償貸付け（高知県家きん防疫用機具の無償貸付け条例第２条）								○		家畜保健衛生所長

付け条例（昭和39年高知県条例第60号）に関する事務											
21　薬事法に関する事務	動物医薬品の販売業の許可及び許可の更新（薬事法第83条第１項の規定により適用される同法第24条）					○					
22　獣医療法（平成４年法律第46号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　診療施設の開設、休止及び廃止並びに届出事項の変更の届出の受理（法第３条）					○					
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○					
23　高知県畜産試験場に関する事務	牛の処分に関すること。								○		高知県畜産試験場長
24　家畜保健衛生所に関する事務	（１）　肉用牛改良農家育成のための原種牛指定費及び自家記録費の交付に関すること。								○		家畜保健衛生所長
	（２）　家畜人工受精用精液の処分に関すること。								○		〃
	（３）　家畜衛生保健所の試験及び検査に関する施設の利用の許可並びに使用料及び手数料の減免に関すること。								○		〃
25　農業振興部に属する試験研究機関（環境農業推進課が所掌するものを除く。）に係る試験研究等実施要綱及び研究契約に関する事務	（１）　共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約及び契約に伴う申請、報告等に関すること。			○							
	（２）　試験研究の実施に関する事務的な確認事項								○		試験研究を実施する機関長

別表第３の８を同表の９とする。

別表第３の７中「観光部」を「観光振興部」に、「観光振興課」を「観光政策課」に改め、同表の７の表３の（１）の項及び３の（２）の項中「国土交通大臣」を「観光庁長官」に改め、同表の７の表３の（３）の項中「登録ホテル業への」を「登録ホテル等への」に改める。

別表第３の７を同表の８とする。

別表第３の６の（１）の表６の項から９の項までを次のように改める。

6　高知工業技術センターに関する事務	（１）　利用の許可（高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成２年高知県条例第５号。以下この項において「条例」という。）第３条第１項及び第２項）								○		高知県工業技術センター所長
	（２）　利用の許可の取消し、利用の停止及び利用の条件の変更（条例第４条）								○		〃
	（３）　使用料及び手数料の減免（条例第７条）								○		〃
	（４）　使用料及び手数料の還付（条例第８条ただし書）								○		〃
	（５）　企業化支援研究室の改造及び模様替えの承認（条例第10条ただし書）								○		〃

	（6） 利用時間の変更（高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成２年高知県規則第16号。以下この項において「規則」という。）第２条第２項）								○		〃
	（7） 特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可（規則第12条第１項ただし書）								○		〃
	（8） 施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示（規則第14条第１項）								○		〃
7 高知県立紙産業技術センターに関する事務	（1） 利用の許可（高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成７年高知県条例第６号。以下この項において「条例」という。）第３条）								○		高知県立紙産業技術センター所長
	（2） 利用の許可の取消し、利用の停止及び利用の条件の変更（条例第４条）								○		〃
	（3） 使用料及び手数料の減免（条例第７条）								○		〃
	（4） 使用料及び手数料の還付（条例第８条ただし書）								○		〃
	（5） 利用時間の変更（高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成７年高知県規則第27号。以下この項において「規則」という。）第２条第２項）										
	（6） 特別の機械器具の設置及び機械器具の変更の許可（規則第12条ただし書）								○		〃
	（7） 施設等の損壊及び滅失の届出の受理並びにこれに対する指示（規則第14条第１項）								○		〃
8 高知県海洋深層水研究所に関する事務	海洋深層水の有料分水に伴う契約事務に関すること。								○		高知県海洋深層水研究所長
9 商工労働部に属する試験研究機関に係る試験研究等実施要綱及び研究契約に関する事務	（1） 共同研究契約、受託研究契約、委託研究契約及び契約に伴う申請、報告等に関すること。			○							
	（2） 試験研究の実施に関する事務的な確認事項								○		試験研究を実施する機関長

別表第３の６の（１）の表10の項から12の項までを削り、同表の６の（４）の表１の（２）の項中「（法第19条の12第３項）」を「及び罷免（法第19条の12第３項及び同条第６項において読み替えて準用する法第19条の７第２項）」に改め、同表の６の（４）の表２の項を次のように改める。

2 労働関係調整法（昭和21年法律第25号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1） 特別調整委員の設置並びに任命及び罷免（法第８条の２第１項及び第２項並びに労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第１条の６において読み替えて準用する同令第１条の３第２項）	○									
	（2） 公益事業に関する事			○							

	件等についての労働委員会に対する調停の請求（法第18条第５号）										
	（３）（１）及び（２）の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の６の（４）の表４の（１）の項中「高知県職業能力開発計画の策定（法第７条第１項）」を「都道府県職業能力開発計画の策定及び変更（法第７条第１項及び第４項）」に改め、同表の６の（４）の表４の（４）の項中「第90条において準用する」を「第90条第１項において読み替えて準用する」に改め、同表の６の（４）の表９の項を次のように改める。

９　雇用対策法（昭和41年法律第132号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　雇用施策実施方針に関すること。（法第５条）			○							
	（２）　職業転換給付金の支給を受け、及び受けた者に対する報告の請求（法第35条）			○							

別表第３の６の（４）の表11の（３）の項中「第６条第４項」を「第６条第４項（同条第９項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の６の（４）の表12の項及び13の項を次のように改める。

12　中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成３年法律第57号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　改善計画の認定、変更の認定及び認定の取消し（法第４条第１項及び第４項並びに第５条第１項及び第２項並びに同条第３項において準用する法第４条第１項）			○							
	（２）（１）の事項以外の法に関すること。					○					
13　介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成４年法律第63号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　改善計画の認定、変更の認定及び認定の取消し（法第８条第１項並びに第９条第１項及び第２項）			○							
	（２）（１）の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の６の（４）を同表の６の（６）とし、同表の６の（３）を同表の６の（５）とし、同表の６の（２）の表９の項及び10の項を次のように改める。

９　中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　高度化事業計画の認定、変更の認定及び認定の取消し（法第４条第１項から第３項まで、第６項及び第８項並びに第15条並びに中小小売商業振興法施行令（昭和48年政令第286号）第９条及び第11条）			○							
	（２）（１）の事項以外の法に関すること。					○					
10　小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号。以下この項において「法」という。）	（１）　中小小売商と製造業者等との間に生じた紛争のあっせん及び調停（法第15条）			○							
	（２）（１）の事項以外の法に関すること。					○					

に関する事務											

別表第３の６の（２）の表12の項を次のように改める。

12　中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第７４号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　中小企業団体からの大企業者の事業の開始及び拡大の計画に関する調査の申出の経由（法第５条第２項）			○						関係する部局長	
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○				関係する課長	

別表第３の６の（２）を同表の６の（４）とし、同表の６の（１）の次に次のように加える。

（２）　工業振興課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成５年法律第18号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　中小企業者及び組合等の事業計画の承認の取消し（法第20条第２項において準用する法第５条第２項）			○							
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○					
2　伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第５７号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　伝統的工芸品の指定の申出の経由（法第２条第３項）			○							
	（２）　伝統的工芸品産業に関する振興計画の認定の申請の経由及び当該振興計画に係る経済産業大臣への意見の具申（法第４条）			○							
	（３）　伝統的工芸品産業に関する振興計画の変更の認定の申請の経由及び当該振興計画の変更に係る経済産業大臣への意見の具申（法第５条第２項及び同条第４項において準用する法第４条第２項）			○							
	（４）　伝統的工芸品産業に関する共同振興計画の認定の申請の経由及び当該共同振興計画に係る経済産業大臣への意見の具申（法第７条第１項及び同条第２項において準用する法第４条第２項）			○							

	（5） 伝統的工芸品産業に関する共同振興計画の変更の認定の申請の経由及び当該共同振興計画の変更に係る経済産業大臣への意見の具申（法第８条第２項及び同条第４項において準用する法第４条第２項）			○							
	（6） 活性化事業に関する計画の認定の申請の経由及び当該計画に係る経済産業大臣への意見の具申（法第９条第１項及び同条第２項において準用する法第４条第２項）			○							
	（7） 活性化事業に関する計画の変更の認定の申請の経由及び当該計画の変更に係る経済産業大臣への意見の具申（法第10条第２項及び同条第４項において準用する法第４条第２項）			○							
	（8） 連携して実施する活性化事業に関する計画の認定の申請の経由及び当該計画に係る経済産業大臣への意見の具申（法第11条第１項及び同条第２項において準用する法第４条第２項）			○							
	（9） 連携して実施する活性化事業に関する計画の変更の認定の申請の経由及び当該計画の変更に係る経済産業大臣への意見の具申（法第12条第２項及び同条第４項において準用する法第４条第２項）			○							
	（10） 伝統的工芸品産業の振興を支援する事業に関する計画の認定の申請の経由及び当該計画に係る経済産業大臣への意見の具申（法第13条第１項及び同条第２項において準用する法第４条第２項）			○							
	（11） 伝統的工芸品産業の振興を支援する事業に関する計画の変更の認定の申請の経由及び当該計画の変更に係る経済産業大臣への意見の具申（法第14条第２項及び同条第４項において準用する法第４条第２項）			○							
	（12） （１）から（11）までの事項以外の法に関すること。					○					
3 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1） 承認経営革新計画の承認の取消し（法第10条第２項）			○							
	（2） （１）の事項以外の法に関すること。					○					
4 産業活力再生特別措置法	（1） 認定経営資源活用新事業計画の認定の取消し（法第23条第２項）			○							

（平成11年法律第131号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（２）（１）の事項以外の法に関すること。					○					
５　中小企業支援法（昭和38年法律第147号）に関する事務	中小企業支援事業の実施に関する計画の策定（中小企業支援法第４条第１項）			○						商工政策課長 経営支援課長	
６　鉱業法（昭和25年法律第289号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　鉱業権の設定の出願に係る経済産業局長からの協議（法第24条）					○					
	（２）（１）の事項以外の法に関すること。					○					
７　採石法（昭和25年法律第291号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　採石業者の登録の取消し及び事業の停止命令（法第32条の10第１項）			○							
	（２）　採石業者に対する認可採取計画の変更命令（法第33条の９）			○							
	（３）　採取計画の認可の取消し及び岩石の採取の停止命令（法第33条の12）			○							
	（４）　採石業者等に対する必要な措置の命令（法第33条の13）			○							
	（５）　不服申立ての手続における公開による意見の聴取（法第34条の５）			○							
	（６）（１）から（５）までの事項以外の法に関すること。					○					

（３）　新産業推進課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
１　職務発明等に係る権利の取得及び管理に関する事務	（１）　職務発明の認定及び特許を受ける権利等の承継の決定			○							
	（２）　共同発明等による共同出願契約に関すること（商標に関する事項を除く。）。			○						管財課長 関係する部局長	職務発明に係る共同出願契約については、管財課長に合議を要しない。
	（３）（２）に伴う申請、報告等に関すること。					○					
	（４）　特例実施補償金の決定			○						人事課長	

	（5）　不服申立てに対する決定			○						関係する部局長	
	（6）　特許権等の実施許諾に関すること（商標に関する事項を除く。）。					○				人事課長 管財課長 関係する部局長	1　無償貸付及び減額貸付の場合は、財政課長に合議する。 2　高知県財産規則第16条ただし書に該当するものについては、管財課長に合議をしない。
	（7）　（6）のうち軽易又は定例的なもの					○					
	（8）　その他職務発明等の管理に関すること（商標に関する事項を除く。）。			○						関係する部局長	
	（9）　（8）のうち軽易又は定例的なもの					○					高知県財産規則第16条各号に該当するもの（同条ただし書に該当するものを除く。）については、管財課長に合議する。
2　高知県職員の職務発明等に関する規則（平成9年高知県規則第90号）に関する事務	高知県職務発明等審査会の臨時の委員の指名（高知県職員の職務発明等に関する規則第17条第6項）			○							

別表第3の6を同表の7とし、同表の5の次に次のように加える。

6　産業振興推進部各課

（1）　地域づくり支援課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者			合議先	備考
		知事	専決権者	受任者		

			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　過疎地域自立促進特別措置法（以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　過疎地域自立促進方針の作成（法第５条第１項及び第４項）	○								関係する部局長	
	（2）　過疎地域自立促進県計画の作成及び変更（法第７条第１項及び同条第４項において準用する同条第１項）	○								〃	
2　離島振興法（昭和28年法律第72号）に関する事務	離島振興計画の策定及び変更（離島振興法第４条第１項及び第９項）		○							〃	
3　半島振興法（昭和60年法律第63号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　半島振興対策実施地域の指定の申請（法第２条第１項及び第２項）	○								〃	
	（2）　半島振興計画の作成及び変更（法第３条第１項、第３項及び第５項）		○							〃	
4　山村振興法（昭和40年法律第64号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（1）　振興山村の指定の申請（法第７条第１項及び第２項）	○								〃	
	（2）　山村振興基本方針の作成及び変更（法第７条の２第１項、第４項及び第５項）		○							〃	
	（3）　山村振興計画の作成及び変更に係る同意（法第８条第１項及び同条第４項において準用する同条第１項）					○				農業農村支援課長	
5　農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成６年法律第46号）に関する事務	基本方針の策定及び変更（農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律第４条第１項、第４項、第６項及び第７項）			○						関係する部局長	

（2）　公共交通課

事務の種類	事項（根拠条項）	決裁権者								合議先	備考
		知事	専決権者						受任者		
			副知事	部局長	副部長等	課長	課長補佐等	所長	所長		
1　地方バス路線運行維持対策に関する事務	地方バス路線の運行維持対策に関すること。					○					
2　公共用飛行場周辺における航空機	航空機の航行の方法並びに第一種区域、第二種区域及び第三種区域の指定に係る国土交通大臣への意見の	○								林業振興・環境部長環境対	

騒音による障害の防止等に関する法律（昭和42年法律第110号）に関する事務	具申（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律第40条第１項）									策課長	

別表第３の12の（３）の表１の（４）の項中「変更の同意の」を「変更に係る」に改め、同表の12の（３）の表16の（１）の項及び16の（２）の項中「第３条第１項」を「第３条」に改め、同表の12の（３）の表16の（３）の項中「重要と認められるもの」を「重要なもの」に改め、同表の12の（３）の表16の（５）の項中「国又は地方公共団体による公共用財産の使用等の」を「公共用財産の使用等に係る国及び地方公共団体からの」に改め、同表の12の（３）の表16の（９）の項中「又は国若しくは」を「並びに国及び」に改め、同表の12の（３）の表16の(11)の項中「重要と認められるもの」を「重要なもの」に改め、同表の12の（３）の表18の（５）の項中「第15条」を「第15条（条例第18条第１項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の12の（３）の表18の（６）の項中「又は」を「の規定に基づく義務及び」に、「第16条」を「第16条（条例第18条第１項において準用する場合を含む。）」に改め、同表の12の（３）の表19の（７）の項及び20の（２）の項中「重要と認められるもの」を「重要なもの」に改め、同表の12の（３）の表22の（２）の項中「重要と認められるもの」を「重要なもの」に、「海洋部長」を「水産振興部長」に改め、同表の12の（４）の表１の（５）のアの項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（４）の表１の（６）の項中「、高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所長及び高知県中央西土木事務所桐見ダム管理事務所長」を「及び高知県高知土木事務所鏡ダム管理事務所長」に改め、同表の12の（４）の表１の(10)のオの項、１の(12)のアの項、１の(21)の項及び２の（２）の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（４）の表５の項中「財産に」を「財産に係るものに」に改め、同表の12の（４）の表６の（２）の項中「指定管理団体の水防管理者が水防計画を定め、又は変更しようとするときの知事への協議に関すること。」を「水防計画の策定及び変更に係る指定管理団体の水防管理者からの協議」に改め、同表の12の（４）の表７の（１）の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（５）の表１の（１）の項中「提出に関すること。」を「書類等の提出に関すること。（法第２条）」に改め、同表の12の（５）の表７の項中「財産に」を「財産に係るものに」に改め、同表の12の（５）の表７の（２）の項中「国又は地方公共団体による公共用財産の使用等の」を「公共用財産の使用等に係る国及び地方公共団体からの」に改め、同表の12の（５）の表７の（４）の項中「又は国若しくは」を「並びに国及び」に改め、同表の12の（５）の表８の項中「財産に」を「財産に係るものに」に改め、同表の12の（６）の表１の(17)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（６）の表１の(28)の項中「県公安委員会」を「高知県公安委員会」に改め、同表の12の（６）の表２の項を次のように改める。

２　踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　立体交差化計画、構造改良計画及び歩行者等立体横断施設整備計画の作成及び変更（法第４条第１項）					○					
	（２）　（１）の事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の12の（６）の表９の項中「財産に」を「財産に係るものに」に改め、同表の12の（７）の表３の（５）の項中「。（法」を「（法」に、「に限る。）」を「に限る。）。」に改め、同表の12の（７）の表７の（３）の項中「又は規約及び」を「及び規約並びに」に改め、同表の12の（７）の表９の（１）の項中「又は」を「及び」に、「及び広告物」を「並びに広告物」に改め、同表の12の（７）の表９の（２）の項から９の（４）の項までの規定、９の（６）の項及び９の（８）の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（７）の表９の(10)の項中「及び広告物協定地区」を「並びに広告物協定地区」に、「又は」を「及び」に改め、同表の12の（７）の表９の(11)の項中「又は」を「及び」に、「及び広告物」を「並びに広告物」に改め、同表の12の（７）の表９の(12)の項から９の(15)の項までの規定中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（７）の表９の(17)の項中「又は掲出物件」を「及び掲出物件」に、「若しくは」を「及び」に、「又は管理者」を「並びに管理者」に、「又は氏名等」を「及び氏名等」に改め、同表の12の（７）の表９の(18)の項から９の(21)の項までの規定、９の(23)の項から９の(26)の項までの規定及び９の(29)の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（８）の表２の項を次のように改める。

２　下水道法（昭和33年法律第79号。以下この項において「法」という。）に関する事務	（１）　２以上の県の区域にわたる水系に係る河川の流域別下水道整備総合計画の策定及び変更に係る国土交通大臣への協議（法第２条の２第７項及び同条第９項において準用する同条第７項）			○							
	（２）　市町村が施行する公共下水道に係る事業計画の認可及び認可を受けた事業計画の変更の認可（法第４条第１項）			○							
	（３）　流域下水道の事業計画の策定及び変更（法第25条の３第１項及び第４項）			○							
	（４）　２以上の県の区域にわたる水系に係る河川の流域別下水道整備総合計画が定められていない地			○							

	域において市町村が施行する公共下水道に係る事業計画の認可及び認可を受けた事業計画の変更の認可の国土交通大臣への申請の経由（下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第４条及び附則第２項）										
	（５）（１）から（４）までの事項以外の法に関すること。					○					

別表第３の12の（８）の表３の（１）の項中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「及び」を「並びに」に改め、同表の12の（８）の表５の（１）の項及び６の（５）の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の（９）の表１の（３）の項中「又は」を「及び」に改め、同表の12の(10)の表１の（１）の項、１の（３）の項、２の（１）の項、３の項、５の（４）の項、６の（２）の項及び６の（６）の項中「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の12の(10)の表６の（８）の項中「。（法」を「（法」に、「に限る。）」を「に限る。）。」に改め、同表の12の(10)の表７の（１）の項を次のように改める。

（１）　特定建築物の所有者に対する報告の徴収及び立入検査（法第７条第４項）					○					高知県幡多土木事務所の所管区域内でのものについては、高知県幡多土木事務所長に委任する。

別表第３の12の(10)の表８の（１）の項中「所管区域内の事項」を「所管区域内でのもの」に改め、同表の12の(11)の表４の項中「財産に」を「財産に係るものに」に改め、同表の12の(12)の表４の項中「財産に」を「財産に係るものに」に、「港湾隣接地域」を「港湾隣接地域に係るもの」に改め、同表の13の（２）の表１の項に次のように加える。

（７）　主任会計検査員及び会計検査員の任免（規則第111条第１項）		○			

附　則

この規則は、公布の日から施行する。